

令和6年度

障害者総合福祉推進事業

精神科病院における精神障害者虐待の実態調査
に係る方策の検討

事業報告書

令和7年3月

PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業目的】

令和4年に精神保健福祉法の一部が改正され、令和6年度から本格施行されている。改正法では、第6節として「虐待の防止」が新設され、第40条の8では、国が虐待の事例の分析を行うとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策等に関する調査及び研究を行うことが規定されている。

このような背景を踏まえ、本事業は、精神科病院における虐待通報等の実態把握に向けた、調査項目及び手法の検討を行うことを目的として実施する。

【事業概要】

本事業では、有識者の意見等を踏まえた上で、以下の3つの調査を実施し、その結果を取りまとめた。

1. 関連分野における類似調査の情報収集
2. 予備調査（質問紙調査）
3. ヒアリング調査

【実施結果】

1. 関連分野における類似調査の情報収集

精神科病院における虐待通報等の実態把握に向けた調査項目及び手法の検討を行うため、類似調査のリサーチを行った。

リサーチの対象として、障害福祉・高齢・児童分野における以下5つの虐待通報等の実態把握調査について情報収集を行い、中でも施設での虐待に関する実態把握調査に着目して調査項目の詳細を整理した。また、特に親和性の高い分野である障害福祉分野を中心に調査票の詳細を確認し、調査設計の検討のための参考とした。

2. 予備調査（質問紙調査）

類似調査のリサーチ結果等に基づき検討した調査方法・項目等について、改善のための検討事項（自治体による回答可能性や定義ブレ等）を抽出するため、2回の予備調査を実施した。

第1回予備調査は12月上旬から下旬にかけて計8カ所の自治体（都道府県6カ所、指定都市2カ所）を対象に実施し、第2回予備調査は令和7年2月上旬から中旬にかけて計15カ所（都道府県10カ所、指定都市5カ所）の自治体を対象に実施した。

3. ヒアリング調査

予備調査（質問紙調査）を踏まえた調査方法・項目の改善点の把握を目的として、協力自治体へのヒアリング調査を2回実施した。ヒアリング調査は、予備調査への協力を得られたすべての自治体を対象として実施し、第1回は12月下旬に、第2回は令和7年2月中旬から下旬にかけてそれぞれ実施している。

【まとめ】

上記調査やリサーチの結果、精神科病院における虐待通報等の実態把握に資する調査票案が完成した。自治体及び有識者に対して、個別に2回ずつヒアリングの機会を設けたことにより、調査項目や手法に関するより詳細な課題点の洗い出しや修正意見の深堀が可能となった。

なお、本調査を実施するにあたり、調査にご協力いただいた自治体の職員の皆様には、日頃の虐待対応窓口等の業務でご多忙の中、調査票への回答やヒアリング調査への対応など、多大なるご協力を頂いたことをこの場を借りて深くお礼申し上げる。

目次

- 1. 事業概要 1
 - 1.1 背景と目的..... 1
 - 1.2 事業の全体像 1
 - 1.3 有識者へのヒアリング 3
 - 1.4 事業実施経過 5
- 2. 調査項目と手法 6
 - 2.1 調査設計の概要 6
 - 2.2 調査票の概要 6
- 3. 調査結果 8
 - 3.1 類似調査の Recherche 8
 - 3.2 予備調査 10
 - 3.3 ヒアリング調査 18
- 4. まとめ..... 40
- 付録..... 41
 - 付録1 調査票案 41

1. 事業概要

本章では、本事業の背景と目的及び、事業の全体像等について掲載する。

1.1 背景と目的

(1) 背景

令和4年度に精神保健福祉法の一部が改正され、令和6年度より精神科病院における虐待防止に向けた取組みを一層推進することが示された。

- ✓ 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置（マニュアルや規定の整備、研修の実施等）
- ✓ 精神科病院における虐待通報等の周知及び相談体制の整備（虐待相談窓口の設置等）

また、精神科病院における虐待防止のための取組みを、管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進するための見直し内容の一つとして、国が精神科病院の業務従事者による虐待の事例の分析を行い、虐待の予防及び早期発見のための方策並びに虐待があった場合の適切な対応方法に関する事項に係る調査及び研究を行うものとされている。

(2) 目的

以上の背景から、本事業では、精神科病院における虐待通報等の実態把握に向けた、調査項目及び手法の検討を行うことを目的として実施した。

本事業の成果は、今後厚生労働省から全国の自治体に対して実施する精神科病院の業務従事者による虐待の実態把握調査に活用することを想定し、事業の実施結果を調査票案及び報告書として取りまとめた。

1.2 事業の全体像

本事業では、以上の目的を達成するため、虐待の実態把握に関する類似調査のリサーチ及び有識者へのヒアリングを行った上で調査票案を作成し、一部自治体を対象とした予備調査及びその結果を踏まえたヒアリング調査を実施した。

(1) 類似調査のリサーチ

類似調査として、障害福祉・高齢・児童分野における虐待通報等の実態把握調査の具体的な調査方法・項目についてリサーチを行った。これらの調査のうち、特に施設での虐待に関する実態把握調査における調査項目の詳細を整理し、本事業における調査設計案作成に当たっての参考とした。

(2) 予備調査

類似調査のリサーチ結果等に基づき検討した調査方法・項目等について、改善のための検討事項（自治体による回答可能性や定義ブレ等）を抽出するため、2回の予備調査を実施した。

調査対象については、全国の都道府県・指定都市の中から地域性・人口規模等を考慮の上、以下のとおり一部自治体を選定し、調査への協力依頼を行った。

図表 1 第1回予備調査

調査対象	都道府県6（北海道、宮城県、東京都、埼玉県、広島県、長崎県） 指定都市2（静岡市、神戸市） ※計 8自治体
方法	- 調査事務局 から、電子媒体（Excel）を都道府県・指定都市にメール送付 - 回答対象者は、電子媒体（Excel）に入力し、ファイルを調査事務局に返送
調査期間	2024 年 12 月 3 日（火）～12 月 26 日（木）

図表 2 第2回予備調査

調査対象	都道府県10（北海道、宮城県、東京都、埼玉県、広島県、長崎県、青森県、新潟県、大阪府、愛媛県） 指定都市5（静岡市、神戸市、名古屋市、千葉市、北九州市） （計 15自治体）
方法	第1回予備調査と同様であるが、第1回予備調査の協力自治体には、修正のある調査項目にのみ回答を求めた。
調査期間	2025 年 2 月 10 日（月）～2 月 17 日（月）

(3) ヒアリング調査

予備調査（アンケート調査）を踏まえた調査方法・項目の改善点の把握を目的として、協力自治体へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は、予備調査への協力を得られたすべての自治体を対象として実施した。

図表 3 第1回予備調査

調査対象	都道府県6（北海道、宮城県、東京都、埼玉県、広島県、長崎県） 指定都市2（静岡市、神戸市） ※計 8自治体
方法	- オンライン会議等により実施。 - ヒアリング実施までに対象自治体には予備調査の調査票に回答いただき、回答内容について弊社にて事前確認を行った。 1 時間程度
調査期間	2024 年 12 月 19 日（木）～12 月 27 日（金）

図表 4 第2回予備調査

調査対象	都道府県 10（北海道、宮城県、東京都、埼玉県、広島県、長崎県、青森県、新潟県、大阪府、愛媛県） 指定都市 5（静岡市、神戸市、名古屋市、千葉市、北九州市） （計 15 自治体）
方法	・ 第 1 回予備調査と同様であるが、第 1 回予備調査の協力自治体には、修正のある調査項目にのみ回答を求めた。
調査期間	2025 年 2 月 18 日（火）～2 月 28 日（金）

1.3 有識者へのヒアリング

本事業では、当事者、精神科病院の関係団体、精神障害者を支援する団体、病院や虐待の調査に詳しい有識者 11 名と個別にミーティングを行い、調査設計や予備調査の実施に関する検討を行った。また、座長と弊社にてワーキングを開催し、厚生労働省のオブザーバー参加の上、有識者意見の取りまとめと調査設計等への反映を行った。座長には、藤井氏が選出された。

図表 5 有識者一覧

氏名	所属
岩上 洋一	一般社団法人全国地域でくらそうネットワーク
彼谷 哲志	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
黒下 良一	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
中島 公博	公益社団法人日本精神科病院協会
中庭 良枝	一般社団法人日本精神科看護協会
藤井 千代	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部
前林 勝弥	静岡市保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課
三好 登志行	日本障害者虐待防止学会
森川 将行	公益社団法人全国自治体病院協議会
山口 創生	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 精神保健サービス評価研究室
渡邊 智則	東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課虐待通報担当

（五十音順 敬称略）

本事業を実施した事務局は下記のとおりである。

図表 6 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
吉野 智	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
植村 綸子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
北村 真澄	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
杉本 美佳	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

1.4 事業実施経過

本事業は、次の経過で事業を実施した。

図表 7 事業経過

	有識者 ヒアリング	類似調査のリサーチ／ 予備調査（質問紙調査・ヒアリング調査）	成果物 （報告書・調査票案）
令和6年 6月		↑ 類似調査の リサーチ	↑ 調査票案作成
7月		予備調査 調査設計	
8月		質問紙調査 調査方法・項目案検討	
9月	★第1回 ワーキング	ヒアリング調査 調査方法・項目検討	↓
10月	↑ 第1回有識者 ↓ ヒアリング ★第2回 ワーキング		↑
11月		↑ 第1回予備調査 ↓ 調査協力依頼	↑ 調査票案修正 ↓
12月		↑ 第1回予備調査 ↓ （アンケート） ↑ 第1回予備調査 ↓ （ヒアリング）	↑
令和7年 1月	↑ 第2回有識者 ↓ ヒアリング	↑ 第2回予備調査 ↓ 調査協力依頼	↑ 報告書 作成 ↓ 調査票案 修正
2月	★第3回 ワーキング	↑ 第2回予備調査 ↓ （アンケート） ↑ 第2回予備調査 ↓ （ヒアリング）	↓
3月	★第4回 ワーキング		報告書 まとめ

2. 調査項目と手法

本章では、本事業において検討した調査項目と手法について記載する。

2.1 調査設計の概要

本調査の調査設計（調査対象、方法、調査期間）は以下の通りとする。

図表 8 調査設計

調査対象	- 第1回予備調査（計8自治体（都道府県：6自治体、指定都市：2自治体）） - 第2回予備調査（計15自治体（都道府県：10自治体、指定都市：5自治体））
方法	- 弊社 から、電子媒体（Excel）を都道府県・指定都市に送付 - 回答対象者は、電子媒体（Excel）に入力し、ファイルを弊社に返送
調査期間	- 第1回予備調査（アンケート：2024年12月3日（火）～12月26日（木）、ヒアリング：2024年12月19日（木）～12月27日（金）） - 第2回予備調査（アンケート：2025年2月10日（月）～2月17日（月）、ヒアリング：2025年2月18日（火）～2月28日（金））

2.2 調査票の概要

主な調査項目は以下の通りとする。調査票は付録に添付している。

図表 9 調査票の概要

調査票	設問の分類	主な調査項目
第1票 精神科病院 における虐待 防止に関 する自治体 の基本情報	都道府県市の基本情報	- 自治体名 - 所属部署 - 担当者連絡先
	虐待対応窓口の設置状況	- 窓口設置状況 - 事務委託状況
	精神科病院の基本情報	- 病院数 - 病床数 - 入院患者数
第2票 精神科病院 における虐待 防止に関 する自治体 の体制整備 状況	虐待対応窓口等の周知状況	- 周知状況（窓口・通報義務） - 周知方法 - 他相談窓口との一体的運営の状況
	虐待防止に関する体制整備・機関連携	- 専門職確保状況 - ネットワーク構築状況・実施方法 - マニュアル作成状況 - 庁内関係部署での情報共有状況
	虐待防止に関する取組	従事者・関係者への周知・研修実施状況

第3票 精神科病院 における業 務従事者に よる虐待	通報・届出から虐待認定 に至るプロセスと結果	・ 通報・届出件数（属性別）／監査・実地指導等により判明した事例件数 ・ 通報・届出等に係る対応実施件数、およびその方法・参加者・他機関連携状況等 （対応方針協議／報告徴収／ケース会議） ・ 結果別件数、およびその理由 （虐待の事実が認められた事例／虐待の定義には該当しないと判断した事例／客観的な証拠が得られなかった事例）
	虐待事例の概要 （個票あり）	・ 被虐待者数 ・ 虐待種別・緊急性 ・ 虐待期間・頻度 ・ 虐待の発生時間帯
	被虐待者の属性 （個票あり）	・ 入院・外来の種別 ・ 性別、年齢 ・ 精神科病名、身体的合併症の有無 ・ 入院形態、病棟種別、入院期間 ・ 行動制限の状況
	虐待者の属性 （個票あり）	・ 性別、年齢、主たる職種、雇用形態、実務経験年数
	虐待の事実が認められた 病院における虐待防止に 関する取組	・ 虐待防止に関する取組の実施有無別の虐待件数 （マニュアル・規定整備／研修実施／意見聴取仕組み構築、等）
	虐待の発生要因と分析	・ 課題別虐待件数 （教育・知識・スキル等／職員のストレスや感情コントロール／倫理観や理念の欠如、等）
	精神科病院への対応 （改善命令の実施等）	・ 対応別件数 （改善計画提出／必要な措置（およびその内容）／命令に従わなかった病院の公表／医療提供の制限および公表）
	虐待の定義には該当しないと判断した事例／ 客観的な証拠が得られな かった事例における対応	・ 対応別件数 （自治体の退院請求・処遇改善窓口へ繋いだ／当該病院内の地域の関係機関等と連携する窓口へ繋いだ／実地指導の実施や、病院管理者に運営に関する助言や情報提供等を行った、等）
	虐待等による死亡事例の 有無 事件の概要	・ 事件発生年月日 ・ 事件形態 ※第3票で入力した虐待事例との紐づけ
第4票 精神科病院 における虐 待に関する 死亡事例	事件前の行政サービス等 の利用	・ 障害福祉サービス ・ 行政への相談
	事件の状況	・ 概要・要因
	事後検証の実施状況	・ 実施の有無 ・ 検証した事項
	事件に対するその他の対応	・ 行政処分状況 ・ 報道の有無

3. 調査結果

本章では、本事業において実施した調査「類似調査のリサーチ」「予備調査」「ヒアリング調査」の実施結果について記載する。

3.1 類似調査のリサーチ

精神科病院における虐待通報等の実態把握に向けた調査項目及び手法の検討を行うため、類似調査のリサーチを行った。

リサーチの対象として、障害福祉・高齢・児童分野における以下5つの虐待通報等の実態把握調査について情報収集を行い、中でも施設での虐待に関する実態把握調査（表9 類似調査リサーチの対象No. 1～3）に着目して調査項目の詳細を整理した。また、特に親和性の高い分野である障害福祉分野を中心に調査票の詳細を確認し、調査設計の検討のための参考とした。

図表 10 類似調査リサーチの対象

No.	年度	調査研究名称	所管部署名	調査対象	調査目的・内容等
1	令和4年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室	市区町村 都道府県	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成24年10月1日）を受けて、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得る。
2	令和4年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果	厚生労働省 老健局高齢者支援課	市区町村 都道府県	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、令和4年度の高齢者虐待の対応状況等を把握する。
3	令和3年	被措置児童等虐待届出等制度の実施状況	こども家庭庁	都道府県 指定都市 児童相談所設置市 国立施設	平成21年4月に施行された児童福祉法改正により、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の人からの通告を受けて、調査等の対応を行う制度が法定化された。こども家庭庁（以前は厚生労働省）では、届出等の状況と都道府県市が対応した結果について、毎年度とりまとめて公表している。

4	令和4年	使用者による障害者虐待の状況等のとりまとめ結果	厚生労働省 雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室	都道府県労働局 労働基準監督署 公共職業安定所	「使用者による障害者虐待の状況等」は、障害者虐待防止法第28条「厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」に基づき、都道府県労働局（以下「労働局」という。）が把握した使用者による障害者虐待の状況等を把握する。
5	令和4年	児童相談所による児童虐待相談対応件数（速報値）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課	都道府県指定都市 中核市 児童相談所設置市	児童相談所における児童虐待相談対応件数や、虐待相談の内容別件数、経路別件数を把握する。

上記の類似調査に加え、厚生労働省より発出されている令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡（以下、「厚労省通知」）のうち、特に本事業に関連するものを参考とし、これらの内容との整合性を考慮の上、調査項目の検討を行った。

図表 11 主に参考とした令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡と調査の観点

主に参考とした通知・事務連絡	本事業における調査の観点 ※一部抜粋						
- 精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領（令和5年11月27日） - 様式1 精神障害者虐待通報等受付票 - 様式2 精神障害者虐待事実確認チェックシート - 様式3 対応方針決定シート - 精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について（令和6年3月7日） 1. 業務従事者による障害者虐待の状況 2. 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置 3. 虐待を行った業務従事者の職種	<table> <tr> <td>通報等・届出・相談から虐待認定に至るプロセスと結果</td><td> - 通報等・届出・相談受付 - 事実確認の状況と結果 - 虐待有無の判断を行う体制と実績等 </td></tr> <tr> <td>虐待事例の詳細</td><td> - 被虐待者の属性 - 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度 - 虐待を行った者の属性 等 </td></tr> <tr> <td>当該病院における虐待防止に関する取組</td><td> - 通報等窓口の周知 - 虐待防止に関するマニュアルの作成 - 研修実施状況 等 </td></tr> </table>	通報等・届出・相談から虐待認定に至るプロセスと結果	- 通報等・届出・相談受付 - 事実確認の状況と結果 - 虐待有無の判断を行う体制と実績等	虐待事例の詳細	- 被虐待者の属性 - 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度 - 虐待を行った者の属性 等	当該病院における虐待防止に関する取組	- 通報等窓口の周知 - 虐待防止に関するマニュアルの作成 - 研修実施状況 等
通報等・届出・相談から虐待認定に至るプロセスと結果	- 通報等・届出・相談受付 - 事実確認の状況と結果 - 虐待有無の判断を行う体制と実績等						
虐待事例の詳細	- 被虐待者の属性 - 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度 - 虐待を行った者の属性 等						
当該病院における虐待防止に関する取組	- 通報等窓口の周知 - 虐待防止に関するマニュアルの作成 - 研修実施状況 等						

3.2 予備調査

調査手法及び項目に関する検討事項の抽出を行うため、全国の都道府県・指定都市を対象とした質問紙調査を2回実施した。

(1) 第1回予備調査

第1回予備調査の調査項目および調査結果は以下のとおりである。

① 調査票の概要

第1回予備調査では、以下の調査項目案に基づき実際に回答を記入いただいた。

図表 12 第1回予備調査 調査票の概要

調査票	設問の分類	主な調査項目
第1票 精神科病院 における虐待 防止に関する自治体 の基本情報	都道府県市の基本情報	- 自治体名 - 所属部署 - 担当者連絡先
	虐待対応窓口の設置状況	- 窓口設置状況 - 事務委託状況
	精神科病院の基本情報	- 病院数 - 病床数 - 入院患者数
第2票 精神科病院 における虐待 防止に関する自治体 の体制整備 状況	虐待対応窓口等の周知状況	- 周知状況（窓口・通報義務） - 周知方法 - 他相談窓口との一体的運営の状況
	虐待防止に関する体制整備・機関連携	- 専門職確保状況 - ネットワーク構築状況・実施方法 - マニュアル作成状況 - 庁内関係部署での情報共有状況
	虐待防止に関する取組	従事者・関係者への周知・研修実施状況
第3票 精神科病院 における業務 従事者による虐待	通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果	- 通報・届出件数（属性別）／監査・実地指導等により判明した事例件数 - 通報・届出等に係る対応実施件数、およびその方法・参加者・他機関連携状況等（対応方針協議／報告徴収／ケース会議） - 結果別件数、およびその理由（虐待の事実が認められた事例／認められなかった事例／事実の判断に至らなかった事例）

	虐待事例の概要 (個票あり)	- 被虐待者数 - 虐待種別・緊急性 - 虐待期間・頻度 - 虐待の発生時間帯
	被虐待者の属性 (個票あり)	- 性別、年齢 - 精神科病名、身体的合併症の有無 - 入院形態、病棟種別、入院期間 - 家族、友人等との電話または面会頻度、行動制限の状況
	虐待者の属性 (個票あり)	性別、年齢、主たる職種、雇用形態、実務経験年数
	虐待の事実が認められた精神科病院の概況	状況別精神科病院件数 (通報・届出有／虐待認定有／指導等有／いずれも無し／不明)
	虐待の事実が認められた病院における虐待防止に関する取組	虐待防止に関する取組の実施有無別の虐待件数 (マニュアル・規定整備／研修実施／意見聴取仕組み構築、等)
	虐待の発生要因と分析	課題別虐待件数 (運営法人(経営層)の課題／組織運営上の課題／業務従事者の課題／被虐待者の問題)
	精神科病院への対応 (改善命令の実施等)	対応別件数 (改善命令／改善計画提出／改善計画変更／必要な措置(およびその内容)／命令に従わなかった病院の公表／医療提供の制限および公表)
	虐待の事実が認められなかった事例における対応	対応別件数 (苦情処理窓口案内／関係機関等へ繋ぐ／その他)
第4票 精神科病院における虐待に関する死亡事例	虐待等による死亡事例の有無 事件の概要	- 事件発生年月日 - 事件形態 ※第3票で入力した虐待事例との紐づけ
	事件前の行政サービス等の利用	- 障害福祉サービス - 行政への相談
	事件の状況	概要・要因
	事後検証の実施状況	- 実施の有無 - 検証した事項
	事件に対するその他の対応	- 行政処分状況 - 報道の有無

② 調査結果

協力自治体が回答した調査票に基づき、無回答、誤回答のある設問や、単純集計の結果回答に偏りや外れ値のある設問を洗い出しの上、第1回ヒアリング調査にて詳細の確認を行った。

図表 13 第1回予備調査の回答確認結果

調査票	設問の分類	回答確認結果
第1票 精神科病院 における虐 待防止に関 する自治体 の基本情報	都道府県市の基本情報	特になし
	虐待対応窓口の設置状況	特になし
	精神科病院の基本情報	調査時点を令和6年4月1日と指定したものの、いずれの自治体においても当該調査時点での基本情報を把握していなかった。
第2票 精神科病院 における虐 待防止に関 する自治体 の体制整備 状況	虐待対応窓口等の周知状況	問1における「住民への虐待対応窓口」の解釈にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	虐待防止に関する体制整備・ 機関連携	特になし
	虐待防止に関する取組	問5における「虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組」を行っているとの回答が0件であった。
第3票 精神科病院 における業 務従事者によ る虐待	通報・届出から虐待認定に至 るプロセスと結果	- 問1及び問2における通報・届出件数の計上に関する解釈（計上対象、同一事例の判断基準等）にばらつきがあった。また、同一事例に関する精査を実施せずに件数を計上した自治体も存在したため、正確な回答を得られなかった。また、自治体間で大きな差異が見られた。 - 問6における「報告徴収を行った件数」「報告徴収等を行うまでの日数」において、計上の考え方にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。 - 問8における「虐待の事実が認められなかった事例件数」「虐待の事実の判断に至らなかった事例件数」の選択肢の解釈にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	虐待事例の概要（個票あり）	詳細を把握していない項目について、病院への確認を行っていない自治体があったため、全設問を通して「不明」の回答率が高かった。また、「不明」の選択肢を設けていない項目については無回答となり、正確な回答を得られなかった。
	被虐待者の属性（個票あり）	詳細を把握していない項目について、病院への確認を行っていない自治体があったため、全設問を通して「不明」の回答率が高かった。また、「不明」の選択肢を設けていない項目については無回答となり、正確な回答を得られなかった。

	虐待者の属性（個票あり）	詳細を把握していない項目について、病院への確認を行っていない自治体があったため、全設問を通して「不明」の回答率が高かった。また、「不明」の選択肢を設けていない項目については無回答となり、正確な回答を得られなかった。
	虐待の事実が認められた精神科病院の概況	設問文の解釈にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	虐待の事実が認められた病院における虐待防止に関する取組	・ 回答対象であるものの、無回答の自治体があった。 ・ 「患者との接し方について話し合う場の設定状況別の虐待件数」の解釈にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	虐待の発生要因と分析	設問文の解釈（②「開かれた病院運営」「アセスメントが不十分」、③「倫理観・理念の欠如」「性格・資質の問題」）にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	精神科病院への対応（改善命令の実施等）	特になし
	虐待の事実が認められなかった事例における対応	・ 問8①「虐待の事実が認められた事例件数」に0件で回答した自治体について、当該項目が無回答であった。 ・ 当該項目の合計数について、問8②虐待の事実が認められなかった事例件数、③虐待の事実の判断に至らなかった事例件数の合計から、③ - 5事実確認を行うための報告徴収等を実施中または後日実施予定（虐待の事実の判断は次年度）を除いた事例件数の合計と一致させるように案内したが、一致しない数を回答した自治体があった。
第4票 精神科病院における虐待に関する死亡事例	虐待等による死亡事例の有無事件の概要	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において問1「虐待等による死亡事例の有無」の回答が「無し」となった。
	事件前の行政サービス等の利用	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において無回答となった。
	事件の状況	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において無回答となった。
	事後検証の実施状況	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において無回答となった。
	事件に対するその他の対応	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において無回答となった。

(2) 第2回予備調査

第2回予備調査の調査項目および調査結果は以下のとおりである。

① 調査票の概要

第2回予備調査では、第1回予備調査を踏まえて以下の通り修正した調査項目案に基づき実際に回答を記入いただいた。

図表 14 第2回予備調査 調査票の概要

調査票	設問の分類	調査項目に関する主な修正点
第1票 精神科病院 における虐待 防止に関 する自治体 の基本情報	都道府県市の基本情報	特になし
	虐待対応窓口の設置状況	特になし
	精神科病院の基本情報	病院数／病床数／入院患者数について、630 調査（令和6年6月30日時点）における回答内容を引用するよう修正
第2票 精神科病院 における虐待 防止に関 する自治体 の体制整備 状況	虐待対応窓口等の周知状況	「住民への虐待対応窓口／虐待通報義務の周知状況」における「住民」を「精神科病院における業務従事者及び患者等」へ修正。 - 周知方法の項目について、「ポスター」を追加。
	虐待防止に関する体制整備・機関連携	「当該都道府県市における精神障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」の留意事項を修正 「虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組」の留意事項を修正
	虐待防止に関する取組	特になし
	精神科病院と連携した虐待防止に向けた取組事例	項目を追加
第3票 精神科病院 における業務 従事者によ る虐待	通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果	- 通報・届出件数の項目名を修正、およびカウント方法に関する留意事項を補記 - 通報者属性の項目の選択肢の追加、および留意事項の補記 - 通報・届出等に係る対応実施件数、およびその方法・参加者・他機関連携状況等 「前年度からの繰越件数（通報・届け出・監査・実地指導等により判明した事例件数）」項目の追加 「業務従事者による虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数」留意事項の補記 - 項目名の修正及び選択肢の追加（「精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例件数」「虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数」）

	虐待事例の概要（個票あり）	虐待頻度・期間・発生時間帯の項目の選択肢の追加
	被虐待者の属性（個票あり）	- 項目の追加「被虐待者の特定ができなかった事例件数」 - 項目の追加「入院・外来の種別ごとの人数」 - 項目名の修正及び選択肢の追加「診療報酬区分ごとの人数」 - 項目の追加「病棟種別ごとの人数」
	虐待者の属性（個票あり）	特になし
	虐待の事実が認められた精神科病院の概況	状況別精神科病院件数の回答対象期間を過去1年間に修正
	虐待の事実が認められた病院における虐待防止に関する取組	一部項目に関する留意事項の補記
	虐待の発生要因と分析	選択肢の修正
	精神科病院への対応（改善命令の実施等）	特になし
	精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例／虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例における対応	項目名および選択肢の修正
第4票 精神科病院における虐待に関する死亡事例	虐待等による死亡事例の有無 事件の概要	特になし
	事件前の行政サービス等の利用	特になし
	事件の状況	特になし
	事後検証の実施状況	選択肢の文言修正
	事件に対するその他の対応	特になし

② 調査結果

協力自治体が回答した調査票に基づき、無回答、誤回答のある設問や、単純集計の結果回答に偏りや外れ値のある設問を洗い出しの上、第2回ヒアリング調査にて詳細の確認を行った。

図表 15 第2回予備調査の回答確認結果

調査票	設問の分類	回答確認結果
第1票 精神科病院 における虐待 防止に関 する自治体 の基本情報	都道府県市の基本情報	特になし
	虐待対応窓口の設置状況	特になし
	精神科病院の基本情報	一部の自治体においては、他調査による基本情報の回答を希望する意見があった。
第2票 精神科病院 における虐待 防止に関 する自治体 の体制整備 状況	虐待対応窓口等の周知状況	特になし
	虐待防止に関する体制整備・機関連携	問5における「虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組」を行っているとの回答が0件であった。
	虐待防止に関する取組	問9における「精神科病院の業務従事者、精神保健福祉センター等の関係者への虐待防止、人権や権利擁護、患者への関わり方等に関する研修（他団体が主催する研修への参加を含む。）」の解釈にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	精神科病院と連携した虐待防止に向けた取組事例	特になし
第3票 精神科病院 における業 務従事者 による虐待	通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果	- 問1及び問2における通報・届出件数の計上に関する解釈（計上対象、同一事例の判断基準等）にばらつきがあった。 - 問7における「報告徴収を行った件数」「報告徴収等を行うまでの日数」において、計上の考え方にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。 - 問9における「精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例件数」「虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数」の選択肢の解釈にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	虐待事例の概要（個票あり）	詳細を把握していない項目について、病院への確認を行っていない自治体があったため、全設問を通して「不明」の回答率が高かった。

	被虐待者の属性 (個票あり)	詳細を把握していない項目について、全設問を通して「不明」の回答率が高かった。
	虐待者の属性 (個票あり)	詳細を把握していない項目について、全設問を通して「不明」の回答率が高かった。
	虐待の事実が認められた精神科病院の概況	設問文の解釈にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	虐待の事実が認められた病院における虐待防止に関する取組	回答対象であるものの、無回答の自治体があった。
	虐待の発生要因と分析	設問文の解釈(②「開かれた病院運営」「アセスメントが不十分」、③「倫理観・理念の欠如」「性格・資質の問題」)にばらつきがあり、正確な回答を得られなかった。
	精神科病院への対応 (改善命令の実施等)	特になし
	精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例／虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例における対応	- 問8①「虐待の事実が認められた事例件数」に0件で回答した一部の自治体について、当該項目が無回答であった。 - 当該項目の合計数について、問9②精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例件数、③虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数の合計から、③－5事実確認を行うための報告徴収等を実施中または後日実施予定(虐待の事実の判断は次年度)を除いた事例件数の合計と一致させるように案内したが、一致しない数を回答した自治体があった。
第4票 精神科病院における虐待に関する死亡事例	虐待等による死亡事例の有無 事件の概要	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において問1「虐待等による死亡事例の有無」の回答が「無し」となった。
	事件前の行政サービス等の利用	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において無回答となった。
	事件の状況	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において無回答となった。
	事後検証の実施状況	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において無回答となった。
	事件に対するその他の対応	本調査の調査対象自治体いずれも該当事例が無く、全ての自治体において無回答となった。

3.3 ヒアリング調査

予備調査を踏まえた調査方法・項目の改善点の把握を目的として、予備調査を実施した自治体を対象としたヒアリング調査を実施した。

(1) 第1回予備調査

第1回予備調査における、調査の観点および調査結果は以下のとおりである。

① 調査の観点

第1回ヒアリング調査では、予備調査の回答結果を確認の上、以下のヒアリング観点に基づき調査を行った。

➤ 調査全体に係る項目

- ① 調査方法（電子データ（Excel）による調査）や調査票の構成等は妥当か（回答しやすいものとなっているか）。
- ② 各調査項目や留意点等について、調査者の意図が理解できるものとなっているか。
- ③ 各調査項目で求められる数値等は、容易に把握することが可能か。
- ④ 現場における虐待通報・届出や、それに係る対応状況等を踏まえ、修正すべき調査項目はあるか。
- ⑤ 回答負担等の観点から、削除しても支障がないと考える調査項目はあるか。
- ⑥ 精神科病院における精神障害者の虐待の実態を把握する上で、追加すべき調査項目はあるか。
- ⑦ その他、感想・意見等（調査票の見やすさ、全体的なボリューム感、調査方法・調査票をより良いものにするために修正すべき点等）

➤ 個別の調査項目に係る項目

提出いただいた調査票案の集計結果より抽出いたします。

② 調査結果

調査設計に対する主な意見を取りまとめた上で、予備調査結果も踏まえた対応方針の検討を行った。

1) 第1票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の基本情報

図表 16 第1票に関する調査結果

設問	主な意見
問6 精神科病院の基本情報	病床数と入院患者数の調査時点について、4月1日時点の状況は把握していない。

2) 第2票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の体制整備状況

図表 17 第2票に関する調査結果

設問	主な意見
問1 住民への虐待対応窓口／虐待通報義務の周知状況	精神科病院内での周知のみ行っている場合、「住民への周知」に該当するかが設問から判断ができない。
問4 当該都道府県市における精神障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	各職種について、当該業務の専任でなくともカウントをしてよいのか。窓口の担当以外にもケース会議の参加者等も含めるのかが判断できない。
問5 ①虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	「虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組」について、いずれの自治体も「実施」の回答が0件となっている。

3) 第3票 精神科病院における業務従事者による虐待

図表 18 第3票に関する調査結果

設問	主な意見
問1／問2 業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県市への通報件数／業務従事者による虐待を受けた精神障害者による都道府県市への届出件数	● 複数の通報を同一事例と判断する際の線引きが難しい。 ● 1つの通報で被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例を1事例とカウントするかについて判断に迷う。 ● 「虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者」、問2「虐待を受けた精神障害者」と表現が異なっているのはなぜか。
問2 業務従事者による虐待を受けた精神障害者による都道府県市への届出件数	届け出件数には、入院患者からの相談の電話等も含めるのか、自治体が虐待の疑いを持って立ち入り調査したものを届け出とするのか。
問3 通報・届出者ごとの人数	● 元職員の場合は「「その他業務従事者」の扱いか、「その他」の扱いか。 ● 予備調査の結果から、「その他」の中で特に多いものとして「事務長」「病院管理者」「病院関係者」が挙げられた。
問6 ①報告徴収を行った件数／②報告徴収の実施状況別の事例件数／③報告徴収等を行うまでの日数ごとの件数	● 事例1件に対し、複数の入院患者や関係者に聞き取りを行った際の件数の計上の仕方について明記してほしい。 ● ③起算日の記載が無く、日数の計上が困難である。
問6 ①報告徴収を行った件数／問7 ①虐待対応ケース会議を開催した事例件数／問8 ①虐待の事実が認められた事例件数	1件の通報で複数の被虐待者がいる場合について、問6 ①、問7 ①、問8は1件とすべきか、又は被虐待者数とすべきか。

問 7 虐待対応ケース会議を開催した事例件数	厚労省通知「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」の別添のフローチャートと本調査の設問の関連性がわかりやすいとよい。
問 8 ②虐待の事実が認められなかった事例件数／③虐待の事実の判断に至らなかった事例件数	②虐待の事実が認められなかった事例、③虐待の判断に至らなかった事例の違いが分かりづらい。
問 8 ②虐待の事実が認められなかった事例件数	「②-2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における虐待の定義に当てはまらない」と「②-3 通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる」の線引きが難しい。また、不平・不満と断定すること自体が難しい。
問 12 虐待の期間／頻度ごとの人数	● 頻度、期間について正確な把握は難しく、項目を設ける意義には疑問がある。 ● 虐待の頻度、期間について、虐待行為が 1 回だけの事例もあるため、選択肢を追加できるとよい。
問 13 虐待の発生時間帯ごとの人数	「発生時間帯（日中・夜間）」は確認できていなかったものもある。
問 14-22 「被虐待者の属性」全体	被虐待者を明確に特定できないケースがある。
問 16 精神科病名ごとの人数	病名に関して一部の病名について、選択肢に追加してもよいのではないかと。
問 19 病棟種別ごとの人数	● 出来高の病棟など選択肢に無い病棟についても該当があったが回答できなかった。包括払い算定の病棟しか選択肢にないのではないかと。 ● 病棟種別まで確認する必要があるか。
問 24 虐待者の年齢ごとの人数	● 虐待者の年齢を把握することの意図が不明（経験年数ではないのか）。 ● 過去の事例の通報であったり、すでに退職している職員だったりすると、虐待者の詳細が確認できない場合もある。
問 28 虐待の事実が認められた精神科病院の概況	● 各項目について、重複の可否及び詳細な定義の説明があるとよい。 ● 今年のもの（通報や指導等）も含めるのか明示してほしい。 ● 今後のことを考慮すると、「過去 5 年間に」等の区切りがないと回答が難しくなるのではないかとと思われる。
問 29 虐待の事実が認められた事例における虐待防止に関する取組	「患者との接し方について話し合う場の設定状況別の虐待件数」について、院内のカンファレンス、定期的に看護師に意見を聞く機会などは対象となるか。
問 29 虐待の事実が認められた事例における虐待防止に関する取組	「虐待の事実が認められた事例における虐待防止に関する取組」「～の状況別の虐待件数」という表現がわかりづらい。

問 30 虐待の発生要因と分析	● 自治体が行う調査等から発生要因と分析について判断することは難しい。 ● 個別項目では、以下の項目の解釈がわかりづらい。 ・ ③「倫理観・理念の欠如」／「性格・資質の問題」の線引きが難しい。 ・ ②開かれた病院運営がわかりづらい。 ・ ②「アセスメントが不十分」の解釈がわかりづらい。 ・ 「現場の実態の理解不足」と「業務環境変化への対応取り組みが不十分」の切り分けが難しい。 ・ 病院としての認識を反映するものか、自治体としての認識のみを反映するものか。
問 32 虐待の事実が認められなかった事例／虐待の事実の判断に至らなかった事例における対応	● 虐待認定がない場合でも、回答する設問があることが分かりやすく表示されていると良い。 ● 設問の 1 項目にある「苦情処理窓口」が何かがわからない。自治体の「処遇改善請求・退院請求の窓口」や病院の「地域連携室」につなぐケースはある。 ● 「対応なし」の項目も必要ではないか。 ● 1 つの通報で複数の要望・不平不満があり、それぞれ別の窓口につないだ場合のカウント方法（重複可否）を明示してほしい。
-	精神科病院での小遣い管理のルールについての設問を追加居してはどうか。相談として、お金を自分で管理したいという話が多数ある。
-	本調査の対象に外来患者も含まれることを考慮し、調査票を一部修正する必要がある。

4) 第 4 票 精神科病院における虐待に関する死亡事例

図表 19 第 4 票に関する調査結果

設問	主な意見
全体	第 4 票について、自治体判断で虐待による死亡と断定することが難しい。

5) その他の調査設計全体に関する事項等

図表 20 その他の調査設計全体に関する意見

設問	主な意見
全体	● アンケート調査結果の活用の想定（施策への反映や自治体へのフィードバック）がわかりやすいとよい。確認したことをどのように施策としていくのか不明。 ● 被虐待者の属性詳細（年齢層、病棟種別等）、虐待の期間・頻度、虐待者の属性をここまで細かく把握する必要があるか。属性をここまで細かく把握する必要があるか。

全体	調査項目は前年度の早い時期までに自治体に示してほしい。（自治体が行う調査に係る様式整備の期間も必要）
全体	個票のレイアウトで項目が見切れないための工夫、フォントを全体的に大きくする等の調整をお願いしたい。

（２）第２回予備調査

① 調査の観点

第２回ヒアリング調査では、第１回ヒアリング調査と同様、予備調査の回答結果を確認の上、以下のヒアリング観点に基づき調査を行った。

➤ 調査全体に係る項目

- ⑧ 調査方法（電子データ（Excel）による調査）や調査票の構成等は妥当か（回答しやすいものとなっているか）。
- ⑨ 各調査項目や留意点等について、調査者の意図が理解できるものとなっているか。
- ⑩ 各調査項目で求められる数値等は、容易に把握することが可能か。
- ⑪ 現場における虐待通報・届出や、それに係る対応状況等を踏まえ、修正すべき調査項目はあるか。
- ⑫ 回答負担等の観点から、削除しても支障がないと考える調査項目はあるか。
- ⑬ 精神科病院における精神障害者の虐待の実態を把握する上で、追加すべき調査項目はあるか。
- ⑭ その他、感想・意見等（調査票の見やすさ、全体的なボリューム感、調査方法・調査票をより良いものにするために修正すべき点等）

➤ 個別の調査項目に係る項目

提出いただいた調査票案の集計結果より抽出いたします。

② 調査結果

調査設計に対する主な意見を取りまとめた上で、予備調査結果も踏まえた対応方針の検討を行った。

１）第１票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の基本情報

図表 21 第１票に関する調査結果

設問	主な意見
問３虐待対応窓口の設置状況	直営・委託の設問、県庁・精保センターなど担当しているところが自治体によって様々であるため、直営でも所管部署を聞いても良いのではないか。

問6 精神科病院の基本情報	回答時点について精査が必要。一部の自治体においては、他調査による基本情報の回答を希望する意見があった。
---------------	---

2) 第2票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の体制整備状況

図表 22 第2票に関する調査結果

設問	主な意見
問1 住民への虐待対応窓口／虐待通報義務の周知状況	精神科病院内での周知のみ行っている場合、「住民への周知」に該当するかが設問から判断ができない。
問4 当該都道府県市における精神障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	● 項目名を「都道府県における職員確保状況」にした方が良いのではないか。「専門知識・経験を有し」が何をもちてその判断をするか補記してほしい。 ＜参考：現状の項目名＞ 当該都道府県市における精神障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保 ● 精神障害者の福祉又は権利擁護に従事する職員の体制について、権利擁護の事務として入院者訪問支援事業が考えられるが、例として記載いただけるとわかりやすい。
問5 虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	● 第1回に引き続いて第2回予備調査においても「実施」と回答された自治体は0カ所であった。 ● 複数の自治体より精神保健福祉審議会において事案報告や対応方法への助言をもらう等の対応を行っているとお話を頂いた。 ＜参考＞ 第1回予備調査結果を踏まえ、以下の通り留意事項に補記している。 「新たに精神科病院における精神障害者虐待の防止のためのネットワークを構築する場合以外に、各自治体が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築のための協議の場や障害者総合支援法に基づく協議会等、既存の組織やネットワークを活用した障害者虐待防止の対応のいずれかを行うこととしている場合も「実施」とします。」

問 5～問 7 虐待防止に関する体制整備・機関連携	● 精神医療審査会でも虐待案件を拾うこともあるため、問 7 と問 8 の間に精神医療審査会との情報共有状況に関する設問を追加しても良いのではないか。 ● 体制は整備しているものの具体的な事例が無い場合の実施・未実施の判断はどうなるか。未実施についても体制はあるものの実績無し・実施予定無し等の細分化した選択肢もあっても良いのではないか
問 9 精神科病院の業務従事者、精神保健福祉センター等の関係者への虐待防止、人権や権利擁護、患者への関わり方等に関する研修（他団体が主催する研修への参加を含む。）	● 他団体が開催する研修へ自治体に参加して、虐待に関する研修や周知を行ったかどうかという設問か。 ● （ ）内の記載の意図が分かりづらく、自分たちが研修を受ける側としても捉えられるため、判断に困った。

3) 第 3 票 精神科病院における業務従事者による虐待

図表 23 第 3 票に関する調査結果

設問	主な意見
全体	● 事前に自治体に項目を共有いただくよう配慮してほしい。項目が細かく、遑って情報を取ることも難しいため、年度初めの時点で調査項目がわかっていないと回答が困難。 ● 担当者の主観で回答するのではなく、事務的に回答できる調査としてほしい。判断要件を増やし、回答しやすい設問にしてほしい。現状の調査項目では内部決済時に回答に関する判断根拠を示しづらい。 ● 設問数が多いので、もう少し数を絞ってほしい。回答数が多すぎると回答の正確性に欠けてくると思う。 ● 集計データを管理するシステムを構築し、そちに入力する方式にしていきたい。集計データを管理できる集計システム、アプリ、または Excel フォーマット等を国で統一することを検討していきたい。 ● 調査票のために集計している感覚になっているため、自治体で持っている統計データをこちらのアンケートに寄せて加工するのが大変である。
問 1／問 2 業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県市への通報件数／業務従事者による虐待を受けた精神障害者による都道府県市への届出件数	● 同一人物だろうと思われるものはあるが、断定が難しい。 ● この場合は明らかな同一事例と判断できる等、一定の判断軸を設けてもらえると対応しやすい。（例）電話番号が同一である場合には同一人物と判断する等 ● 一定の判断ルールを作ることは庁内でもできるかもしれないが、回答した数字が外に出ることとなった場合、何を以て同一と判断したか説明を求められることが考えられるので慎重に対応しなければならない。

問3 通報・届出者ごとの人数	● 病院（組織）からの通報にも「不詳」とあると回答しやすい。基本的に様式1に基づき集計しているため、確認範囲が広がると情報が無い場合もある。 ● 病院管理者・事務長と虐待防止委員会関係者は重複するのではないかと、重複を避けるような配慮があると良い。また、病院管理者と事務長の項目をわざわざ分ける必要があるのか。病院組織からという一括りでも問題ではないか。 ● 通報・届出者ごとの人数に「⑤本人」とあるが、被虐待者本人であることを明記いただいた方がよい。虐待者本人と解釈してしまう可能性もある。 ● 集計結果（「その他」詳細）より 病院（組織）からの通報： 看護部長、病棟師長の回答が2件ずつあり 個人からの通報： 警察（3件）/行政機関、自治体（市町村等関係機関、他市町村の福祉課、入院していた者から相談を受けた自治体担当者、保健所）（5件）/精神医療審査会事務局（2件）/代理人弁護士（2件）/被通報病院の元職員（2件） ● 留意事項の「⑨-1 その他」に該当する事例がある場合は～の部分、⑨-1でなく④-1ではないか。
問4 監査・実地指導等により判明した事例件数	虐待の通報があった場合、その事例以外にも虐待が疑われる行為がないか当該病院において調査を行っている。その結果、通報があった事例とは関連のない別の事例が発覚することが多々ある。このような場合、通報等件数を修正すべきか迷う。
問5 担当部局会議以降の対応	問5～7は0件になっている。 通報・届出については全件確認をするというスタンスで対応しており、その場で確認をした方が良いのか、本人の了解を取って対応したほうが良いのか、事実がわかってから対応したほうが良いのかを確認しているコア会議を開く前の、事前会議の状況で終わってしまっているという判断で0件にした。
問7 業務従事者による虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	● 報告徴収の方法について病院関係者への聞き取りについて電話と立ち入りでは事案の重みが異なるので、分けた方がよいのではないかと。 ● 現状、電話でのヒアリングも立ち入りでのヒアリングも②-3に計上しているが、立ち入りの件数をカウントしなくてよいのか。 ● 報告徴収等を行うまでの日数について。起算点の記載があるが、いつまでの日数を計上するか記載がなく回答に迷った。最初に報告徴収に関する連絡を行った日、または回答を得た日等の説明があれば迷いなく回答できると思われる。 ● ②-1、-2、法律から引用しているものとは思いますが、それぞれの違いが、よくわからなかった。記録の提出を求めたら検査も必ず行うため。

問 9 ①虐待の事実が認められた事例件数／②精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例件数／③待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数	● ②③（認定事例以外）への計上について、担当者の主観が入っている。自治体や担当者によって判断が別れてしまうことを懸念している。 ● ①虐待の事実が認めた事例②認められなかった事例、③調査中で分けて、認められなかった事例の中に「虐待の事実を認める証拠が得られなかった」という欄を加えてもらった方が回答しやすい。 ● ②-2 と②-3 の分け方が難しい。特に「精神疾患の症状に由来する」という表現については、判断しにくい。実際に想定されるものはあるが、電話だけで判断するのは難しい。分ける必要があれば仕方がないが、分ける必要がないのであれば選択肢をまとめていただきたい。 ● 重複回答の方が回答しやすい。 ● ②精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しない事例の判断理由に「虐待の事実が認められなかったが、～」という項目はあるが、③虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例の中にはない。証拠が得られないがゆえに指導や助言をしているケースは多い。 ● 問 1、問 2、問 4、問 5 の合計件数の表示を問 9 合計件数のすぐ下の行に入れた方が、件数が合致しているか確認しやすい。 ● ②－1，③－1 について、選択肢が下に来るため、「下記の」と設問に追記すると分かりやすい。
問 10 「虐待事例の概要」全体	個票の回答欄について、回答欄が 20 まで設けられているが、項目欄が足りなかった。また、個別の個票を記載して作成することは労力的にも難しいと感じた。もし可能なら、虐待認定を行った案件ごとの入力とさせていただきたい。
問 12 認定した虐待の緊急性ごとの人数	虐待事例における被虐待者への支援の実施は行政が行う緊急的な一時保護のようなものをさすのか？病院が行ったものなかがわかりづらい。
問 14 虐待の発生時間帯ごとの人数	● 日中と夜間と分けると夕食はどの時間帯になるのかよくわからなかったのが、日勤帯の時間、夜勤帯、不明と分けてはどうか。もしくは具体的な時刻を入れてもらった方がわかりやすい。 ● 審議会での意見で、虐待が発生しやすい時間帯に加え、人員配置人数などもわかるとういのではないかというものがあつた。
問 15 被虐待者の特定ができなかった事例件数	1 件の虐待認定事例について、被虐待者複数名のうち一部の人物の特定ができなかった場合 2 人であったが、2 人のうち 1 人が人物の特定ができず回答した。問 15 に計上すればよいのか。

問 16～26 「被虐待者の属性」 全体	● 項目や選択肢の必要性を精査してほしい ・ 問 18、問 20 不明の場合の理由がなぜいるのか？ ・ 問 22 診療報酬区分の項目について、立入検査の時間が限られている中で必要な箇所であるか考慮いただきたい。検査の確認すべき優先順位により確認できない場合もある。 ・ 問 25 電話・面会状況は確認していない。 ● 回答の時点（通報日、虐待認定日等）を示してほしい ・ 問 20 身体合併症の有無、問 21 入院形態の医療保護の同意者、問 22 の診療報酬上の区分は回答時点によって状況が変わるため時点を明示してほしい。 ● 通知に記載のない項目について、詳細確認が必要な項目を通知で明示してほしい。 ・ 問 22 診療報酬区分などの情報について、厚労省通知の様式の中に組み込んでもらえると有難い。 ● 検査におけるフォーマット、集計に係るツールを配布してほしい ・ 法律上調査すると厚労省から通知があれば対応するが、負担が大きいため回答ツールとして集計ソフトなど配布してもらいたい。
問 31 虐待者の実務経験年数ごとの人数	実務経験年数は、看護職としての経験年数か、あるいは精神科での経験年数か。
問 32 過去 1 年間（令和 6 年 4 月 1 日～調査時点）に該当の事例がある精神科病院の数	● 項目名や留意事項の精査が必要 ・ 2 自治体において、虐待の認定有無にかかわらず、報告聴取を行った事例がある病院や管轄内全病院の状況を回答していた。 ● 1 施設で 2 件認定事例がある場合は 1 施設となるのか。回答する際に迷った。
問 34 虐待の発生要因と分析	重複回答可能かどうかで数字が変わってくるため考え方を補記した方が良い。
問 35 精神科病院への対応（改善命令の実施等）	条文上も「行うことができる」なので、都道府県の裁量で行政処分までいかない場合の指導でも計上して問題無いか。

問 36 精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例／虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例における対応	● 項目・留意事項の精査 ・ 報告徴収は行ったが虐待とは認められなかった件の計上方法が不明。 ・ 特別な対応をしていないものは自動計算で⑥に入るようにしてはどうか。 ・ 「精神医療審査会へ繋ぐ」とする場合、自治体が審査会へ直接連絡した場合なのか、電話口で審査会に問合せくださいと案内したのみでも繋いだことになるのか、伺いたい。 ・ 問 36-③「病院に～改善を求めた事例件数」について、問 9 の②-4 の内容が重複するように思われるが、どのような整理になるか。 ・ ⑥については、「その他」項目の後ではなく、初めの方に入れてもらった方が良いと思う。 ・ 注意書きの行がずれている（「L338」→「L339」、「L339」→「L340」） ● 回答漏れ防止の対応 ・ 虐待の認定件数が 0 件の自治体において、問 36 への回答漏れが散見される。 ・ 説明を読み飛ばしていた。分岐案内の説明文がやや長いと、より短い文で端的に書いてある方が読み飛ばしづらいと思われる。虐待認定件数を 0 件と回答した際にポップアップ表示を出すことも一案。
---	---

4) 第 4 票 精神科病院における虐待に関する死亡事例

第 4 票について意見は出なかった。

5) その他の調査設計全体に関する事項等

図表 24 その他の調査設計全体に関する意見

設問	主な意見
全体	【調査全体を通しての意見】 ● 例年調査を実施するのであれば、固定時期の実施とするとともに調査時期・項目は事前に連絡してほしい。 ● 試行錯誤でこういった対応が正しいのかわからずに行っている部分がある、虐待の認定の基準も各自治体でバラバラなのではないかと想像する。判断基準をつくることも難しいと思うが、どうしても判断には担当者の主観が入ってきてしまう。虐待に関することなので、一般に公表する必要があるケースもある。担当職員も対応に誤りがあってはならないと怯えている部分があり、慎重に対応しなければいけないというプレッシャーがある。難しいこととは思いつつ、虐待対応窓口の職員の負担は大きいため、その負担を少しでも減らす方向に本調査結果等を活用いただけると有難い。

全体	【回答誤り防止に向けた意見】 ● 分岐のある設問では、後続の設問に回答しなくてよいのであればグレイアウトされる等の工夫があるとわかりやすい。 ● 他項目数値と一致させる必要がある項目について、エラーメッセージ表示等入れた方がデータとして制度が高まるのではないかな。 ● 入力する際にウィンドウ枠の固定がされるとわかりやすい。
----	---

(3) 第1回有識者ヒアリング

第1回有識者ヒアリングにおける、調査の観点および調査結果は以下のとおりである。

① 調査の観点

第1回有識者ヒアリングでは、精神科病院における虐待の実態把握に向けた調査設計及び第1回予備調査に向けた調査項目案について、有識者より意見を伺った。

② 調査結果

調査設計及び調査項目に対する主な意見を取りまとめた上で、ヒアリング結果も踏まえた対応方針の検討を行った。

1) 第1票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の基本情報

図表 25 第1票に関する調査結果

調査分類	主な意見
1-2) 虐待対応窓口の設置状況	虐待防止窓口設置状況および事務委託状況について、委託の場合、どのような機関（病院協会・当事者団体等）に委託しているのか把握する項目を設けてはどうか。
1-3) 精神科病院の基本情報	医療観察法の入院病床を回答対象に含めるか。

2) 第2票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の体制整備状況

図表 26 第2票に関する調査結果

調査分類	主な意見
2-1) 虐待対応窓口等の周知状況	虐待窓口・通報義務の周知方法をまとめて聞いているが、別々に聞いているかどうか。
2-3) 虐待防止に関する取組	● 虐待防止マニュアルについて、国が提示したものを自治体がアレンジしているかどうかの項目を追加してはどうか。 ● 都道府県・指定都市から病院管理者に対してではなく、業務従事者へ直接周知しているかという質問内容で問題ないか。精神保健福祉法上は業務従事者への周知は管理者の義務だと思うが。 ※現在の設問文 「精神科病院の業務従事者、精神保健福祉センター等の関係者への精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（マニュアル整備等の虐待防止措置や、虐待通報の周知や相談体制の整備等）に関する周知」

3) 第3票 精神科病院における業務従事者による虐待

図表 27 第3票に関する調査結果

調査分類	主な意見
3-1) 通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果	● 「通報・届出者ごとの人数」で後見人など外部の支援者が通報するケースも在りうるので取れても良いのではないかな。 ● 虐待が認められなかった事例、虐待ではないが不適切ケアであると結論付けられたケースを把握してはどうか。看護師等の側では認識がなくとも、看護技術の不足等により患者が不快な思いをするケースなどが考えられる。 ● 判断に至らなかった事例、「事実発生から時間が経過し状況確認できない」「本人の意思表示が困難」「目撃者が少ない（居ない）」という内容が把握できる選択肢を設けてはどうか。
3-2) 虐待事例の概要	● 虐待認定されたケースについて、ケースによっては患者さんの暴言や暴力が先にある場合もある。行動制限の項目より推察できるかもしれないが、虐待に至った背景は確認すべきではないか。 ● 虐待の深刻度など基準が不明確な項目は回答しづらい。ただ、ケースを積み上げていかないと標準的な基準はできないとも思う。 ・ 第3票問10の虐待事例の種類・深刻度の項目、そこまで詳細把握ができていないものもあるため回答しづらい。特に深刻度の判断基準がわかりにくい。例えば性的虐待も本人の感じるところと見た目に差異があるケースもあるのではないかな。 ・ 虐待の深刻度について、重度・中度・軽度の定義があるものの、当てはめるのが難しく、また、用い方が難しいことが高齢分野で指摘されているようである。用い方については、慎重に判断されるべき。緊急性の指標の方がわかりやすい。 ・ 虐待の深刻度、重・中・軽度のステータス基準が明確に示されていると回答しやすい。 ● 個票にて、防犯カメラの設置状況（有無、設置場所、活用方法）および該当事例の現場が映っていたかを把握する項目を設けてはどうか。
3-3) 被虐待者の属性	● 個票に「病棟の種類」について把握する項目を追加してはどうか。 ● 被虐待者個票、病棟種別（急性期病棟、慢性期病棟等の看護配置基準体制）は影響すると考えられるので聞いた方が良い。 ● 被虐待者の属性について、入院期間（他病院も含めた過去の入院歴）も聞くべきではないか。 ● 被虐待者の属性、保護室の利用頻度（身体拘束有無、事件発生前の状況）の項目を設けてはどうか。 ● 身体合併症の定義を記載してはどうか。 ● 身体拘束の定義を記載してはどうか。 ● 入院形態が市町村同意かについて確認する項目を設けてはどうか。 ● 市町村同意の医療保護入院者の面会状況について確認する項目を設けてはどうか。

	● 被虐待者の状況にて、「受け入れ先がない、退院先の確保が困難」など、退院、転院ができない状態であったかどうかを把握する項目を追加してはどうか。 ● 被虐待者個票、身体疾患の重症度が高く、入院先が見つからない患者が過去の虐待事案では対象となっているため、重症度を測るスケールを聞いても良いのではないか。 ● 身体的虐待疑いにより通報されたケース（身体拘束の適正化等）はグレーゾーンも回答を求めた方が良いのではないか。
3－4)虐待者の属性	● 虐待者の属性に介護福祉士を追加してはどうか。 ● 虐待者属性、勤務時間帯も把握した方が良い。夜勤帯の人員体制が少ないときにリスクが高くなると思われるため。
3－5)虐待の事実が認められた精神科病院の概況	● 「医療保護入院者への地域援助事業者の紹介状況、退院支援委員会への参加状況」について把握する項目を追加してはどうか。 ● 「各病院の入院者訪問支援事業の訪問受け入れ状況」について把握する項目を追加してはどうか。 ● 入院者訪問支援の活用状況を把握する項目を設けてはどうか。 ● 当該病院の利用者÷当該病院の病床数（ベッド稼働率）は取った方が良いかと思う。
3－6)虐待の事実が認められた事例における虐待防止に関する取組	● 病院における研修の実施状況、職員の何割が受講しているか把握する項目を設けてはどうか。 ● 「人権や権利擁護等に関する研修」の範囲を設問に明記すべき。個人情報保護に関する内容のみで実施とみなすのではなく、倫理に関する内容が含まれた研修であるかを確認すべき。
3－7)虐待の発生要因と分析	● 虐待の発生要因と分析について、運営法人の課題の部分が主観的な項目が多い。客観的に運営の適否を判断する指標となりうる項目を設けるなら、①理事長と院長か同一人か否か②理事長の理事会や評議委員会への出席頻度③売り上げに占める役員報酬の割合、人件費率の割合④設備投資の割合や機器の故障、不具合の有無⑤家族的経営（理事者に複数名親族が入っているか否か）かどうか把握してはどうか。 ● 経営者や管理者にハラスメント（パワハラ）気質があるかどうかを図る項目を、「倫理観、理念の欠如」辺りの項目に追加してはどうか。 ● 発生要因と分析について、運営法人の課題の「倫理観・理念の欠如」などは答えにくいと感じるため判断基準があると良い。または、虐待防止委員会の設置時の人員構成（看護だけか多職種も構成されているか、第3者も入るかなど）を聞いてもよいと思う。
3－9)精神科病院への対応（改善命令の実施等）	● 自治体の虐待事例の公表の基準を把握する項目を設けてはどうか。 ● 自治体における公表の基準の有無（改善勧告を出したら公表など）、基準が無い場合、準じる決まりがあるか把握する項目を設けるべき。 ● 病院への対応について、公表の定義（媒体（HP、プレス等）、内容（件数だけ、病院や具体的内容まで掲載等））示した方が良い。

4) 第4票 精神科病院における虐待に関する死亡事例

図表 28 第4票に関する調査結果

調査分類	主な意見
4-6) 事後検証の実施状況	● 再発防止策について、自治体と病院が平時から意見交換ができる体制が虐待防止に資すると考えるため、自治体で協議会があるかなど聞けたら良いのではないかな。 ● 事後検証について、死亡事案の検証は、自治体と病院が馴れ合いにならず、且つ法人だけの責任にするのではなく行政も責任を持って関与する方向性になることを意識した項目設定にしてほしい。

5) その他の調査設計全体に関する事項等

図表 29 その他の調査設計全体に関する意見

意見の分類	主な意見
予備調査対象自治体	● 人口規模が比較的小さいが、人口10万人あたりの病床数が多い自治体を検討してはどうか。 ● 自治体の選定にあたり、入院者が圏域内の方に収まっているか否かの観点を含めてはどうか。 ● 県をまたいで入院するケースの多い自治体を含めてはどうか。 ● 圏域外から入院する方の多い自治体を含めてはどうか。
個票の回答対象	第3票個票、個別回答（特に人物1名ずつ）は負担が大きい。分析することは良いと思うが件数が多いと負担が大きい。
その他（調査全体の方向性等）	● ヒアリングの回答対象者について、窓口担当のみならず関連部署にも幅広く聞けるとよいのではないかな。 ● 調査項目が多く、回答負担が大きいと感じる。その一方で具体的に削れる項目を挙げるのも難しい、どの項目も必要にも感じる。自治体が調査に回答することによってどのような情報がほしいかが重要。自治体で苦慮しているのは、通報ケースに対応していく上での規定（こういう場合はここまでやる等）が無く、判断に迷うということ。全国的な基準やスタンダードを作っていくために必要な項目であれば良いと思う。 自治体が現状知りたい観点としては、他自治体において通報されたケースにどこまで対応しているのか、実際に現地確認したが認定できなかったケースの状況等。 ● 病院の問題点を掘り起こすだけでなく、支援の質向上につながるような調査設計を検討すべき。 ● 調査の必要性は認識しているが、回答者である自治体側の負担を考慮し、可能な限り簡素化してほしい。 調査項目案を確認したところ細かすぎるのではないかなと感じる。細かくデータを取るにしても、その目的と活用方法を明確にしてほしい。 ● 実地検査時の標準様式が存在しないため、検査・調査時のチェック項目や方法・体制等も自治体によって異なる。自治体によって把握している項目は回答できるが、把握していない項目は空欄とするしかなく、結果にバラツキが出るのではないかな。

(4) 第2回有識者ヒアリング

第2回有識者ヒアリングにおける、調査の観点および調査結果は以下のとおりである。

① 調査の観点

第2回有識者ヒアリングでは、第1回予備調査における質問紙調査の回答結果及びヒアリング調査にて頂いた意見について、有識者より意見を伺った。

② 調査結果

調査設計に対する主な意見を取りまとめた上で、ヒアリング結果も踏まえた対応方針の検討を行った。

1) 第1票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の基本情報

図表 30 第1票に関する調査結果

設問	主な意見
問6 精神科病院の基本情報	630 調査と時点を合わせれば（6月30日時点）自治体側の負担なく回答可能と思われる。 <その他> ・ 630 調査と時点を合わせるのであれば、本調査は7月30日期限にするなど、データを整理した後のタイミングで実施する必要がある。 ・ 自治体の回答負担を考慮し、厚労省でデータ確認可能であれば、本調査の項目からは削除で問題無いと思われる。

2) 第2票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の体制整備状況

図表 31 第2票に関する調査結果

設問	主な意見
問5①虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	いずれの有識者からも積極的な削除の意見は出なかったが、修正・補記等の意見を頂いた。 ● 法や通知上で対応すべき根拠がある、または当該事例を厚生労働省が把握したいと考えるのであれば設問を残すべき。障害福祉分野においては、虐待防止センターが各市町村にあり、発生したケースに対する対応等が規定されているため同様の設問が設けられている。 ● ネットワークの構築をしていくことが重要であるため、やっていないという状況が確認できることは意味があると考ええる。 ● 現時点で実績が0でも経年変化を見る観点より項目として残した方が良い。 ● 留意事項にあるような内容を1つでも実施していれば「実施」を付けることなど設問に付記できるとよいのではないかと。 ● 設問に挙げられている場において、法改正の内容について共有するといったケースもあるかと思う。このような場で虐待の議題が挙げれば該当とするのかなど、対象とするところの解釈や方針が示せるとよい。

3) 第3票 精神科病院における業務従事者による虐待

図表 32 第3票に関する調査結果

設問	主な意見
問1／問2 業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県市への通報件数／業務従事者による虐待を受けた精神障害者による都道府県市への届出件数	自治体側の負担も理解できるが、カウントルールは児童・高齢・障害分野調査とそろえていると思われるため、本調査（精神分野）のみ運用を変えるのは難しいのではないかと。
問2 業務従事者による虐待を受けた精神障害者による都道府県市への届出件数	● 「相談」を届出件数に含めるか 結果的に「相談」であった場合も含め、虐待通報窓口へ届け出があった場合は「届け出件数」としてカウントすることに異論無し。 ● 明らかに虐待とは関係の無い内容と判断できる内容の取り扱い 以下のとおり、ご意見をいただいた。 ・ 担当者が判断するよりは、通報・届け出者本人が虐待と認識していれば、虐待としてまずは扱うことでよいと思う。 ・ 通報窓口への連絡であれば、定義がない限り、疑わしいものもカウントでよいと思う。一方で、明らかに虐待ではない内容はカウントしなくてよいはずである。本人が虐待だと認識して届け出てきているのであればカウントしてよいが、本人の認識がはっきりしない届け出をどうするかは検討課題となる。方針を示す必要がある。 ・ ただの「相談」までカウント対象とするのはアンフェアなデータとなる恐れがあるが、相談か否かを人（担当者）が判断するのも難しいと考えられる。通報・届出件数が多いのが悪いことではない（他都道府県も通報窓口へアクセスしやすい方に寄せていく方がよい）という評価基準があれば良いが、反対に、むやみに件数が増えてもリソースの無駄遣いであるという考え方もある。 ・ 本人は虐待かどうか迷いながら電話をかけてくるケースもあり、担当者が「虐待と通報しますか？」と確認の上件数をカウントすることは適切ではないのではないかと。（そこで迷わず答えられる人は、自身の権利擁護をしっかりとできている少数の方ではないかと。） ・ 何を以て虐待とみなすかの評価基準があると良い。虐待の評価に主観性を入れるのは評価者によってばらつきが生まれる可能性がある。 ・ 虐待が疑わしいもののみカウントすることでよいとは思いますが、その場合、通報窓口の受け手の技量によって判断が変わってしまう。自治体における業務量把握の観点より、通報窓口でどれくらい通報が起きているのかを把握することにも意味がある。

問3 通報・届出者ごとの人数	以下の通り、意見を頂いた。 ● 元職員からの通報の取り扱い ・ 障害・高齢・児童分野調査と横並びにすべき ● 選択肢の追加（組織） ・ 「虐待防止委員会・委員会関係者」を追加してはどうか ・ 事務長からの通報は一定ある認識である。病院管理者と事務長を分けるかどうかは検討してもよいかと思う。 ● 選択肢の追加（職種） ・ 「精神保健福祉士」を追加すべき ・ 「看護助手」を追加すべき。患者としては看護師に対してよりも看護助手になら言いやすいという声を聴く。看護助手に対して研修を行き届かせることで、虐待の通報等にも繋げてもらえると思う。 ● 選択肢の構成 ・ 病院管理者や虐待防止委員会メンバーにも医師・看護師がおり、どちらで回答すべきか回答者が迷うのではないか。職種別に確認したいのか、立場・組織別に確認したいのかどちらか。 ・ 組織/病院職員という分類をつくり、その中をさらに細分化（職種別等）にしてはどうか。
問8 ②虐待の事実が認められなかった事例件数／③虐待の事実の判断に至らなかった事例件数	以下の通り、修正案をご提案頂いた。 ● 虐待の事実が認められなかった事例 →精神障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例 ・ ②については、「精神障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例」という表現の方が適切ではないか。 ● 虐待の判断に至らなかった事例 →虐待を示す証拠を見つけられなかった事例 ・ 修正案の文言も意図が伝わりづらいと感じる。「③虐待の判断に至らなかった事例」については「虐待を示す証拠を見つけられなかった」等、より文言を精査する余地がある。

問 8 ②虐待の事実が認められなかった事例件数	選択肢修正案について、以下の通り意見および修正案の提案を頂いた。 ● ②-2 について ・ 選択肢の並びとして最初でなく② - 6「その他」の直前に入れる方が良い。 ● ② - 3 について ・ ほとんどのケースがこの選択肢で回答されてしまうのではない ・ ② - 4 との違いが分かりにくい。不平・不満も精神障害の症状に由来する場合（本人が実際に困っていることを訴えている、辛さが症状の形で現れる。）もある。 ・ 「不平・不満」という表現では本人の問題という印象を与えてしまうため、「苦情」という表現にしてはどうか。病院に対する苦情なのか、自身のつらい気持ちを訴えたいものかは本来分けられるとよいが、自治体側ではその判断はわかりづらいと思われるので、難しい可能性がある ● ② - 4 について ・ 「急性期の一時的な症状による」等の表現の追記を検討すべきではないか。 ・ 幻覚や被害妄想が含まれる点をわかりやすく記載できるとよいのではないか。 ・ カッコ書きで② - 3 と② - 4 の分類が困難であれば、より傾向が強いところに回答いただくよう補記することも一案である。
問 12 虐待の期間／頻度ごとの人数	● 項目の要否 削除方針に同意する意見が多い（8 名）が、反対する意見（2 名）も頂いた。 ➤ 削除方針に同意 ・ 虐待の緊急度を把握しており異論は無い。 ・ 頻度は1 度でも重い内容もあり、あまり参考にならないかと思う。 ➤ 削除方針に反対 ・ 1 カ月間、半年間など長期に、ある程度の頻度で続いていた虐待であれば、なぜその間気づかれず継続していたのか、病院側や自治体の対応の問題についても調査が必要であるため、重要な情報であると考える。 ・ 項目を残す場合の選択肢の修正案には異論無し。 ● その他 虐待発生が過去か直近かといった観点は気になる。発生から通報までに期間が開いている場合は、管理者には伝えたが通報にはいたっていなかった等の状況を確認する可能性もあるため、確認できるとよい可能性はある。

問 19 病棟種別ごとの人数	以下の通り意見を頂いた。 ● 項目名について 質問と回答の選択肢の内容があっていないと思われる。病棟種別を問うならば、回答は〇〇病棟、となるはず。選択肢がそれぞれ〇〇入院料、管理料で終わっている。選択肢をこのままとするならば、間は「虐待の事案が認められた患者は診療報酬請求上、どの入院料を請求していたか、などすべきではないか。選択肢追加案について ➤ 事務局案に同意 ・ 人員配置別まで確認した方が今後の分析に使える可能性がある。 ・ 病棟種類は細かい分類であっても病院に聞けばすぐにわかるので、人員配置も併せた病棟種別の選択肢設定でよいのではないかな。 ➤ 人員配置まで細かく区分分けすることに疑問 ・ 出来高病棟の選択肢を追加することには同意する。出来高病棟の人員配置まで区分分けするのは手厚い人員配置の方が、虐待発生率が低い等の仮説に基づいてのことか。括弧内の人員配置区分は明確な仮説がなければ不要としてもいいのではないかな。 ・ 項目をより詳細化する必要性和回答者側の負担を考慮したうえで追加については判断してほしい。 ● その他 ・ 閉鎖病棟／開放病棟の区切りもあった方がよいのではないかな。 ・ データ集計する段階では、急性期／精神療養／児童思春期／認知症程度の区分とした方が、有意差が出やすいのではないかな。
問 28 虐待の事実が認められた精神科病院の概況	重複回答の可否や回答時点については、対応方針案への異論は無かったが、遡る期間について以下の通り意見を頂いた。 ● 遡る期間の区切りを設けるべき ・ 過去5年程度の区切りはあった方がよいのではないかな。あまり遡っても、病院の体制も変わっている可能性があるため。 ・ あまり過去の内容になると、その時の状況と現在の状況では異なっている可能性（過去の虐待事例発生により対応が改善されて通報が積極的に上がるようになっている等）がある。遡るのは過去1年程度が丁度よいのではないかな。 ・ 虐待事例について積極的に通報してもらおうという方向性であれば、虐待があった病院でまたあった、という出し方はあまりしない方がよいのではないかな。

問 29 虐待の事実が認められた事例における虐待防止に関する取組	以下の通り、意見を頂いた。 ● 対応方針案に同意 ・ 追記案文からは簡単なカンファレンスも含めて回答対象とするように解釈でき、その方針で良いと考える。 ・ この通知通りの内容で、各自判断いただくということでよいのではないか。 ● 追記案文について精査が必要 ・ この項目では、患者との接し方（接遇）についての取組ができているのか、倫理的なカンファレンスができているかを聞きたいのか。また、患者への接し方を改善することを意図したものなのか、職員のストレス軽減を意図したものなのかがわかりづらい。修正案の文言（引用する通知状の文言）は対患者の対応というより対業務従事者の対応のように思える。この項目にて確認したいことを踏まえて検討すべき。 ・ 通知内容を補記した場合でも、解釈に迷いは出るかと思う。日次のカンファレンスで話題にあげるか、倫理カンファレンスなのか、朝礼なのか何かあったら言ってくださいとしているのかなど、様々なパターンがありうる。ストレスチェックに関しても、それとは別に虐待チェックリストで数か月に1度実施しているところもある。 ・ 簡易なカンファレンスでも対象として良いと考えるが、留意事項の書きぶりによっては自治体側で含めないと判断されてしまうため、留意が必要と思われる。
問 30 虐待の発生要因と分析	以下の通り、意見を頂いた。 ● 対応方針案（障害分野調査票と統一）に同意（9名） ・ 虐待要因は多様な要因があり、詳細を拾えなくなることは懸念だが、組織風土の項目が含まれているのであれば良い。 ・ 障害福祉領域に合わせる方針でよいと考える。今後も障害福祉領域とは連動させた方がよいと思う。 ・ 重複回答可能であれば、修正案の選択肢で発生要因は概ね確認可能と考える。実際回答する自治体が回答しやすいことが重要。 ● 選択肢文言修正等意見（1名） ・ 「虐待を助長する組織風土」という文言は他の項目（人員不足、倫理観の欠如等）にも掛かってくると思われるため、あえて外してもよいのではないか。 →「虐待を助長する組織風土」の文言は残して問題無いと考える。「倫理観や理念の欠如」は虐待を行った個人の問題で、「虐待を助長する組織風土」は組織の問題として別の整理にできるのではないか。 ・ 「職員間の関係性の悪さ」まで自治体が把握できているかは疑問である。

問 32 虐待の事実が認められなかった事例／虐待の事実の判断に至らなかった事例における対応	以下のとおり、意見を頂いた。 ● ①②「退院請求・処遇改善窓口」「地域の関係機関等と連携する窓口」について、自治体側と病院側の窓口を混同する可能性がある。 ● ④「その他の関係機関に繋いだ」については、障害福祉、高齢、児童いずれの関係機関なのかは確認できてよいのではないか。 ● ⑥「対応を行っていない事例件数（傾聴のみを含む）」について ● 「対応を行っていない事例」の意味が分かりづらい。精神科ケアの観点では、何もしていないと傾聴をひとくくりにするのは不適切と考える。回答者側も「何もしていない」とは回答しづらいと思われるため、以下の通り文言修正してはいかかが。 →案１：①傾聴／相談対応を行った と ②受付のみ行った →案２：傾聴／相談対応／受付のみ行った ● それぞれの線引きが難しいため、「対応を行っていない事例件数（傾聴のみを含む）」の代替案「案２：傾聴／相談対応／受付のみ行った」の方が回答しやすい。 ● 対応した内容のみ回答してもらえればよいのではないか。 ● 「受付のみ行った」について、虐待通報として受け付けをしたということになると、それに対して何も対応しなくてよいのかとなる。電話としての受付と、虐待としての受付は意味が異なるため、言葉を整理し、その上で留意事項に明記が必要と考える。 ● 連絡対応のため、それをもって「相談対応」と言ってよいのかという疑問がある。 ● 対応していない件数も把握が必要であれば、当初の事務局案の通り「対応を行っていない事例件数（傾聴のみを含む）」とした方が適切と考える。 ● ⑦「傾聴／相談対応／受付のみ」の件数は、自治体はカウントしているのか。答えられない可能性もあるかと思うため「不明」の選択肢があっても良い。
--	--

4) 第4票 精神科病院における虐待に関する死亡事例

図表 33 第4票に関する調査結果

設問	主な意見
全体	● 第4票「事後検証の実施状況」問 12 ② - 1「1. 第三者のみで構成された検証委員会等の組織を設置して実施した（している）」について、病院と利害関係のない第三者なのか、病院の監事や顧問弁護士も含めた第三者なのか、あるいは選任時の独立性が担保された第三者なのか（行政、弁護士会等へ推薦依頼を行っており、病院関係者と職務を依頼し、また依頼される関係にない第三者なのか）は明示すべきである。 ● 第4票への項目追加意見として、刑事裁判／民事裁判の実施有無及び保険による賠償の有無について追加してはどうか。次回改訂の際でもよいが、検討いただきたい。

4. まとめ

本事業は、令和6年度より精神科病院における虐待防止に向けた取組みが一層推進されることを踏まえ、精神科病院における虐待通報等の実態把握に向けた、調査項目及び手法の検討を行うことを目的として実施した。

本事業の目的達成に向け、有識者に諮りながら調査方法・調査項目等の検討のため、類似調査のResearchを行い調査票の原案を作成し、選定した都道府県又は指定都市を対象に2回の予備調査（アンケート調査）及びヒアリング調査を実施し、成果物として報告書及び調査票案をまとめることとなった。

上記調査やResearchの結果、精神科病院における虐待通報等の実態把握に資する調査票案が完成した。自治体及び有識者に対して、個別に2回ずつヒアリングの機会を設けたことにより、調査項目や手法に関するより詳細な課題点の洗い出しや修正意見の深堀が可能となった。

全4票構成であり、虐待認定事例については個票により詳細を把握するつくりとなっているため、回答者である自治体側の負担はあるものの、今後の虐待の予防及び早期発見のための方策並びに虐待があった場合の適切な対応方法の確立に資する実態が把握できるように本調査票案を活用いただくことを期待する。

付録

付録 1 調査票案

留意事項・調査項目の全体像

<留意事項>

調査票への回答にあたっては、以下の点にご留意頂きますようお願い致します。

1.回答の基準日

第1票（基本情報）、第2票（自治体の体制整備状況）については、項目において指定が無い場合、令和Y年4月1日時点の状況をご回答ください。
第3票（精神科病院における業務従事者による虐待）、第4票（精神科病院における虐待に関する死亡事例）については、令和X年4月1日～令和Y年3月31日までに発生した事例についてご回答ください。

2.個票の入力

第3票では調査票右側の欄に、虐待事例の概要、被虐待者の属性、虐待者の属性に関する個票がごさいます。個票に数字を入力すると、左側の合計欄に合計値が自動で計上されます。

3.第3票と第4票の紐づけ

第3票には、第4票の回答対象となる死亡事例も含めてご回答ください。
第4票（死亡事例）では、第3票で入力した個票の番号（虐待事例の番号、被虐待者の枝番号、虐待者の枝番号）を入力いただきます。

<調査票の全体像>

各調査票の構成及び主な調査項目は以下の通りです。

調査票	設問の分類	主な調査項目
第1票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の基本情報	都道府県市の基本情報	・自治体名 ・所属部署 ・担当者連絡先
	虐待対応窓口の設置状況	・窓口設置状況 ・事務委託状況
	精神科病院の基本情報	・病院数 ・病床数 ・入院患者数
第2票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の体制整備状況	虐待対応窓口等の周知状況	・周知状況（窓口・通報義務） ・周知方法 ・他相談窓口との一体的運営の状況
	虐待防止に関する体制整備・機関連携	・専門職確保状況 ・ネットワーク構築状況・実施方法 ・マニュアル作成状況 ・庁内関係部署での情報共有状況
	虐待防止に関する取組	・従事者・関係者への周知・研修実施状況
第3票 精神科病院における業務従事者による虐待	通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果	・通報・届出件数（属性別）／監査・実地指導等により判明した事例件数 ・通報・届出等に係る対応実施件数、およびその方法・参加者・他機関連携状況等（対応方針協議／報告徴収／ケース会議） ・結果別件数、およびその理由 （虐待の事実が認められた事例／虐待の定義には該当しないと判断した事例事例／客観的な証拠が得られなかった事例）
	虐待事例の概要（個票あり）	・被虐待者数 ・虐待種別・緊急性 ・虐待期間・頻度 ・虐待の発生時間帯
	被虐待者の属性（個票あり）	・入院・外來の種別 ・性別、年齢 ・精神科病名、身体的合併症の有無 ・入院形態、病棟種別、入院期間 ・行動制限の状況
	虐待者の属性（個票あり）	・性別、年齢、主たる職種、雇用形態、実務経験年数
	虐待の事実が認められた病院における虐待防止に関する取組	・虐待防止に関する取組の実施有無別の虐待件数（マニュアル・規定整備／研修実施／意見聴取仕組み構築、等）
	虐待の発生要因と分析	・課題別虐待件数（教育・知識・スキル等／職員のストレスや感情コントロール／倫理観や理念の欠如、等）
	精神科病院への対応（改善命令の実施等）	・対応別件数（改善計画提出／必要な措置（およびその内容）／命令に従わなかった病院の公表／医療提供の制限および公表）
	精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例／虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例における対応	・対応別件数（自治体の退院請求・処遇改善窓口へ繋いだ／当該病院内の地域の関係機関等と連携する窓口へ繋いだ／実地指導の実施や、病院管理者に運営に関する助言や情報提供等を行った、等）
第4票 精神科病院における虐待に関する死亡事例	虐待等による死亡事例の有無 事件の概要	・事件発生年月日 ・事件形態 ※第3票で入力した虐待事例との紐づけ
	事件前の行政サービス等の利用	・障害福祉サービス ・行政への相談
	事件の状況	・概要・要因
	事後検証の実施状況	・実施の有無 ・検証した事項
	事件に対するその他の対応	・行政処分状況 ・報道の有無

精神科病院における虐待防止に関する基本情報調査票

都道府県市の基本情報

問1	自治体情報	①	自治体名	
		②	自治体市コード(自動入力)	(自治体名を選択してください)
問2	記入者情報	①	所属部署名	
		②	担当者名	
		③	電話番号	
		④	メールアドレス	

<回答欄の色について>

回答の方法や状況により、回答欄の色が変化します。

セルに設定された選択肢から1つ選択してください。

該当する項目について、○を選択してください。

質問に応じた内容(数字等)を入力してください。

回答は不要です。

※回答すると回答欄は白色になります

虐待対応窓口の設置状況

問3	虐待対応窓口の設置状況		1.直営のみ 2.委託のみ 3.直営と委託の両方		
問4	虐待対応窓口の事務委託状況	①-1	事務委託状況(通報又は届出の受付) ※問3で「2.委託のみ」または「3.直営と委託の両方」を選択した場合のみ回答	1.委託あり 0.委託なし	
		①-2	事務委託先(通報又は届出の受付) ※①-1で「1.委託あり」を選択した場合のみ回答	1.医療・精神保健に関する職能団体・業界団体 2.精神障害者等の当事者団体・支援団体 3.その他	
		①-3	その他の具体的な内容		
		②-1	相談・指導及び助言 ※問3で「2.委託のみ」または「3.直営と委託の両方」を選択した場合のみ回答	1.委託あり 0.委託なし	
		②-2	事務委託先(相談・指導及び助言) ※②-1で「1.委託あり」を選択した場合のみ回答	1.医療・精神保健に関する職能団体・業界団体 2.精神障害者等の当事者団体・支援団体 3.その他	
		②-3	その他の具体的な内容		
		③-1	事務委託状況(広報・啓発活動) ※問3で「2.委託のみ」または「3.直営と委託の両方」を選択した場合のみ回答	1.委託あり 0.委託なし	
		③-2	事務委託先(広報・啓発活動) ※③-1で「1.委託あり」を選択した場合のみ回答	1.医療・精神保健に関する職能団体・業界団体 2.精神障害者等の当事者団体・支援団体 3.その他	
		③-3	その他の具体的な内容		
		問5	虐待通報等の受付方法について、専用電話回線の他、様々な手段(メールやSNS、ビデオ通話、手紙、来所等)による受付		1.実施 0.未実施

<回答に当たっての留意事項(0列)>

問4①-1
委託先が複数ある場合、委託の業務内容が委託先によって異なる場合においても、設問の業務が委託されている場合は「1.委託あり」と回答してください。問4②-1
委託先が複数ある場合、委託の業務内容が委託先によって異なる場合においても、設問の業務が委託されている場合は「1.委託あり」と回答してください。問4③-1
委託先が複数ある場合、委託の業務内容が委託先によって異なる場合においても、設問の業務が委託されている場合は「1.委託あり」と回答してください。問5
・虐待対応窓口における虐待の通報・相談方法として、通常実施している専用電話回線以外の手段で受け付ける体制があるかを確認するものです。
・精神保健担当部署だけでなく、自治体等のご意見や相談を広く受け付けるメールアドレスやSNSアカウント等であっても、精神科病院における精神障害者虐待の相談・受付を行っている場合は「実施」とします。
・令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間内での実績について回答してください。

精神科病院の基本情報

問6	①	当該都道府県市が管轄する精神科病院の数		施設
	②	当該都道府県市が管轄する精神科病院の病床数		床
	③	当該都道府県市が管轄する精神科病院の入院患者数		名

問6①～③
令和5年6月30日時点における状況について回答してください。問6②
・医療法上で届け出ている病床数を回答してください。
・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)」に基づく病棟は除いて回答してください。

精神科病院における虐待防止に関する体制整備状況調査票

自治体名(自動)

<回答に当たっての留意事項(0列)>

虐待対応窓口等の周知状況

問1	①	精神科病院における業務従事者及び患者等への虐待対応窓口の周知状況	1.実施 0.未実施	
	②	精神科病院における業務従事者及び患者等への虐待通報義務の周知状況	1.実施 0.未実施	
問2	精神科病院における業務従事者及び患者等への虐待対応窓口及び虐待通報義務の周知方法 ※問1①または②の少なくとも一方に「1.実施」を選択した場合のみ回答	①	広報誌	1.実施 0.未実施
		②	パンフレット	1.実施 0.未実施
		③	ポスター	1.実施 0.未実施
		④	ホームページ	1.実施 0.未実施
		⑤	その他	1.実施 0.未実施
		⑥	その他の具体的な内容	
問3		精神科病院における障害者虐待の対応窓口を、障害者虐待、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	1.実施 0.未実施	

問3
精神科病院における精神障害者虐待の相談窓口について、一部でも各種虐待と一体的に相談窓口を運営している場合は「実施」とします。

虐待防止に関する体制整備・機関連携

問4	当該都道府県市における精神障害者の福祉又は権利擁護に關し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	①	精神保健福祉士・精神科ソーシャルワーカー	1.確保 0.未確保	
		②	精神科医(精神保健指定医以外)	1.確保 0.未確保	
		③	精神保健指定医	1.確保 0.未確保	
		④	心理職(臨床心理士、公認心理師等)	1.確保 0.未確保	
		⑤	保健師	1.確保 0.未確保	
		⑥	看護師	1.確保 0.未確保	
		⑦	精神保健福祉相談員(上記資格者以外)	1.確保 0.未確保	
		⑧	精神障害の福祉や権利擁護分野の経験のある元行政職員・教員等	1.確保 0.未確保	
		⑨	その他	1.確保 0.未確保	
		⑩	その他の具体的な内容		
問5	他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施 ※①で「1.実施」を選択した場合のみ回答	①	虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	1.実施 0.未実施	
		②	①のネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている ※①で「1.実施」を選択した場合のみ回答	1.該当 0.非該当	
		③-1	障害者虐待防止のネットワークと一体的に実施	1.実施 0.未実施	
		③-2	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施	1.実施 0.未実施	
		③-3	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施	1.実施 0.未実施	
		③-4	配偶者暴力虐待防止のネットワークと一体的に実施	1.実施 0.未実施	
		③-5	生活困窮者自立支援事業と連携して実施	1.実施 0.未実施	
		③-6	差別解消法による相談窓口と一体的に実施	1.実施 0.未実施	
問6	都道府県市独自の精神科病院における虐待対応のマニュアル等の作成	①	マニュアルの作成	1.実施 0.未実施	
		②	対応フロー図の作成	1.実施 0.未実施	
		③	事例集の作成	1.実施 0.未実施	
問7	精神科病院における事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有	1.実施 0.未実施			

問4
・精神障害者の福祉又は権利擁護や虐待対応窓口(※)を主に担当する職員について、業務の方も含めて対象とします。
※虐待対応窓口を担当する委託事業者の職員も含めて対象とします。

※問5～7について
実績が無い場合においても体制を整備している場合には「実施」とします。

問5①
新たに精神科病院における精神障害者虐待の防止のためのネットワークを構築する場合以外に、各自治体が「精神障害」にも対応した地域包括ケアシステム「構築のための協議の場や精神保健福祉法、障害者総合支援法に基づく協議会等、既存の組織やネットワークを活用した障害者虐待防止の対応(協議等)のいずれかを行うこととしている場合も「実施」とします。

問6
他団体のマニュアル等を一部改変した場合も「実施」としてください。また、名称に関わらず、精神科病院における精神障害者虐待の対応方法、手順・判断基準などを整理して示したものは該当することとします。マニュアルや事例集が同一の資料とされている場合、それぞれに「実施」とします。また、すでに過去に整備済みであり、当該マニュアル等を活用している場合は「実施」とします。

問7
指導監査や事故報告の受理等を兼務している場合には「実施」とします。

虐待防止に関する取組

問8	精神科病院の業務従事者、精神保健福祉センター等の関係者への精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(マニュアル整備等の虐待防止措置、虐待通報の周知や相談体制の整備等)に関する周知	1.実施 0.未実施	
問9	精神科病院の業務従事者、精神保健福祉センター等の関係者への虐待防止、人権や権利擁護、患者への関わり方等に関する研修(他団体が主催する研修への参加を含む)	1.実施 0.未実施	

問9
・単独の研修、周知会等でなく、他の権利擁護、成年後見の研修、周知にあわせて行う場合でも「実施」とします。
・職員が受講者等として研修に参加する場合は「実施」には含まれません。

精神科病院と連携した虐待防止に向けた取組事例

問10	精神科病院と連携した虐待防止に向けた取組事例(自由回答)	
-----	------------------------------	--

精神科病院における業務従事者による虐待に関する調査票

自治体名(自動)

＜回答に当たっての留意事項(0列)＞

通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果

問1	虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者(属性不明を含む)による都道府県市への通報件数			件		
問2	虐待を受けたと訴える精神障害者による都道府県市への届出件数			件		
問3	通報・届出者ごとの人数 ※問1または問2のうち少なくとも一方に1件以上で回答した場合のみ回答	病院 (組織)からの通報	①	病院管理者		名
			②	事務長		名
			③	看護部長・病棟部長		名
			④	虐待防止委員会・委員会関係者(①～③に該当する者を除く)		名
			⑤	不明		名
			⑥-1	その他		名
			⑥-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1	
		2				
		3				
		個人からの通報	⑦	被虐待者本人		名
			⑧	医師		名
			⑨	看護師・准看護師		名
			⑩	看護助手		名
			⑪	精神保健福祉士		名
	⑫		その他業務従事者		名	
	⑬		当該病院の元職員		名	
	⑭		他患者		名	
	⑮		家族・親族		名	
	⑯		知人		名	
	⑰		警察職員		名	
	⑱		精神医療審査会事務局職員		名	
	⑲		自治体職員(精神医療審査会事務局職員を除く)		名	
	⑳	代理人弁護士		名		
	㉑	不明(匿名を含む)		名		
	㉒-1	その他		名		
	㉒-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1			
	2					
3						
問4	監査・実地指導・報告徴収等により判明した事例件数			件		
問5	前年度からの繰越件数(通報・届け出・監査・実地指導等により判明した事例件数)			件		

問1
 ・同一人物から複数回の通報があった事例、複数の者から通報があった事例及び被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例において、同一又は明らかに同一事例と判断できる事例であれば「1件」としてカウントしてください。
 ・1回の通報で被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例を「1件」とカウントするかについては、通報時点の情報に基づき総合的にご判断ください。
 ・通報受付時点とその後の対応(対応方針(初動対応)の協議/報告徴収/虐待対応ケース会議等)が終了した時点で件数が異なる場合、後者の件数を回答してください。
 (例) 通報受付時点では「1件」として受け付けたが、その後の協議等により複数事例として対応することとなったケース等
 ・通報件数が0件の場合は必ず0と記入してください。
 ・「庁内虐待対応窓口担当部署以外の部署」で受け付けた相談・通報が虐待対応窓口に通報された件数も、それぞれ計上してください。

問2
 ・同一人物から複数回の届出があった事例、複数の者から届出があった事例及び被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例において、明らかに同一事例と判断できる事例であれば「1件」としてカウントしてください。
 ・1回の通報で被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例を「1件」とカウントするかについては、通報時点の情報に基づき総合的にご判断ください。
 ・原則として、電話等の中で虐待に関連する連絡であることが確認できたものについて、虐待に関連する「相談」も含めてカウントしてください。
 (例) 通話電話など明らかに虐待とは関係無いと判断される内容についてはカウントから除外してください。
 ・届出受付時点とその後の対応(対応方針(初動対応)の協議/報告徴収/虐待対応ケース会議等)が終了した時点で事例件数が異なる場合、後者の件数を回答してください。
 (例) 届出受付時点では「1件」として受け付けたが、その後の協議等により複数事例として対応することとなったケース等
 ・届出件数が0件の場合は必ず0と記入してください。
 ・「庁内虐待対応窓口担当部署以外の部署」で受け付けた相談等が虐待対応窓口に通報された件数も、それぞれ計上してください。

問3
 ・問1および問2における受付事例に関する通報・届出者をカウントしてください。「1件」とカウントした事例でも、複数の者から通報・届出があった場合、それぞれ該当するすべての項目に人数をカウントしてください。ただし、同一又は明らかに同一と思われる通報・届出者から同一事例に対して複数回の通報・届出があった事例については、「1名」としてカウントしてください。
 ・複数の職種を兼務している場合には主な職種で回答してください。
 ・殺人等の死亡事例で、警察署や報道等から事例を把握した場合も件数に入れてください(「⑰ 警察職員」または「㉒-1 その他」等に記載)。
 ・「その他(⑥-1、㉒-1)」に該当する事例がある場合は、人数を記載するとともに、下段記入欄に具体的な通報者の属性(職種、団体名等)法事例の多い順につづめて記入してください。

問4
 通報等受付後の確認や調査(報告徴収等)により判明した事例について本項目に計上してください。

問5
 前年度調査において、問9「虐待を示す客観的な証拠が得られなかった理由別の事例件数」に③-6「事実確認を行うための報告徴収等を実施中または後日実施予定(虐待の事実の判断は次年度)」と計上した件数を入力してください。

精神科病院における業務従事者による虐待に関する調査票

自治体名(自動)

<回答に当たっての留意事項(0例)>

通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果

問6	①	通報・届出内容に関する対応方針(初動対応)を協議した事例件数				件	
	①の件数のうち、職員の参加、外部機関との連携状況別の事例件数 ※①に1件以上で回答した場合にのみ回答	②-1	担当部局職員が参加			件	
		②-2	担当部局管理職が参加			件	
		②-3	委嘱した外部専門家(精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等(いずれも当該精神科病院と関わりのない者))と連携			件	
		②-4-1	その他のメンバー(②-1～②-3のメンバー以外)が参加		件		
		②-4-2	その他のメンバーの具体例を多い方から3つまで記入	1			
2							
3							
問7	①	業務従事者による虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数				件	
	①の件数のうち、実施状況別の事例件数 ※①に1件以上で回答した場合にのみ回答	②-1	診療録や帳簿書類(電磁的記録を含む)の提出・提示を命じた			件	
		②-2	自治体職員又は指定医により、診療録や帳簿書類(電磁的記録を含む)を検査			件	
		②-3	自治体職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問(聞き取りやアンケート調査)を行った			件	
		②-4	指定医により、入院患者の診察を行った			件	
		②-5-1	その他の対応を行った		件		
		②-5-2	その他の対応の具体例を多い方から3つまで記入	1			
	2						
	3						
	報告徴収等を行うまでの日数ごとの件数 ※①に1件以上で回答した場合にのみ回答	③-1	0日(当日)			件	
		③-2	1日(翌日)			件	
		③-3	2日			件	
		③-4	3～6日			件	
		③-5	7～13日			件	
		③-6	14～20日			件	
		③-7	21～27日			件	
		③-8	28日以上			件	
	問8	①	虐待対応ケース会議を開催した事例件数				件
		①の件数のうち、実施状況別の事例件数 ※①に1件以上で回答した場合にのみ回答	②-1	担当部局職員が参加			件
			②-2	担当部局管理職が参加			件
			②-3	保健所、精神保健福祉センター等の虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる関係機関の関係者等が参加			件
			②-4	委嘱した外部専門家(精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等(いずれも当該精神科病院と関わりのない者))が参加			件
			②-5-1	その他のメンバー(②-1～②-4のメンバー以外)が参加		件	
②-5-2			その他のメンバーの具体例を多い方から3つまで記入	1			
		2					
		3					
問1(都道府県市への通報件数)、問2(都道府県市への届出件数)、問4(調査・実地指導・報告徴収等により判明した事例件数)、問5(前年度からの継続件数)の合計					0	件	

※問6～8について
令和5年11月27日付障発1127第11号の別紙「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」別添「精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ」をご参照ください。

問6

・問1の「虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者(属性不明を含む)」による都道府県市への通報件数」と問2「虐待を受けたと訴える精神障害者による都道府県市への届出件数」にて計上した事例のうち、対応方針の協議(初動対応の決定)を行った件数を①にカウントするとともに、行った時の体制と実績を②-1～②-4にカウントしてください。
・②は、①の件数のうち、選択肢のメンバーが協議に参加した事例件数を回答ください。協議に参加した人数ではありません。(例えば、1事案に対し、職員2名、管理職1名が参加した協議を開催した場合は、②-1に「1」件、②-2に「1」件と回答ください。)
・対応方針の協議(初動対応の決定)を行った時の体制は、令和5年11月27日付障発1127第11号の別紙「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」第3(1)「担当部局会議の招集」にて、以下の通り記載しています。
『都道府県において、虐待疑い事案の初期対応を検討するため、担当部局会議を招集する。担当部局会議は、都道府県の担当部局の管理職及び職員の複数人で構成するものとする。』
・通報・届出受付件数1件に対し、複数回、対応方針(初動対応)を協議した場合でも1件とカウントしてください。

問7

・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」第40条の5に基づき行った場合について計上してください。
・①について、複数の被虐待者がいる場合、自治体において当該虐待事例を1件として整理・管理される場合は1件としてカウントしてください。
・②について、1事例に対し、複数の入院患者や関係者に対する聞き取り等の対応を行った場合においても「1件」とカウントしてください。
・③について、問1、問2、問4、問5に該当する通報等を受理、または事例が判明した日を起算日とし、そのケースに係る報告徴収を最初に実施した日(立入検査により実施した場合は初回の検査日、その他の手段により実施した場合は初回の発信日)までの日数を記載してください。

問8

・問7の「業務従事者による虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数」にて計上した事例のうち、虐待対応ケース会議を開催した件数を①にカウントするとともに、行った時の体制と実績を②-1～②-5にカウントしてください。
・①について、複数の被虐待者がいる場合、自治体において当該虐待事例を1件として整理・管理される場合は1件としてカウントしてください。
・②は、①の件数のうち、選択肢のメンバーが会議に参加した事例件数を回答ください。会議に参加した人数ではありません。(例えば、1事案に対し、職員2名、管理職1名が参加した協議を開催した場合は、②-1に「1」件、②-2に「1」件と回答ください。)
・虐待対応ケース会議開催時の体制は、令和5年11月27日付障発1127第11号の別紙「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」第5(1)「虐待対応ケース会議の開催」において、以下の通り記載しています。
『都道府県は、第4の精神科病院への報告徴収等により確認した事実関係を精査し、虐待疑い事案の今後の対応方針を決定するため、虐待対応ケース会議を開催する。
虐待対応ケース会議の構成員は、以下①から③までを基本とする。
① 担当部局メンバー: 都道府県の担当部局の管理職及び職員(第3の(1)と同じ)
② 事案対応メンバー: 保健所、精神保健福祉センター等の虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる関係機関の関係者等
③ 外部専門家: 精神障害者の対応に関し学識経験を有する者(精神保健指定医等)、精神障害者の保健または福祉に関し学識経験を有する者(精神保健福祉士等)、法律に関し学識経験を有する者(弁護士等)(いずれも当該精神科病院と関わりのない者とする等)』
・通報・届出受付件数1件に対し、複数回、会議を開催した場合でも1件とカウントしてください。
・通報・届出が前年度(令和X年3月31日以前)であり、虐待対応ケース会議が当該年度の場合は、カウントしてください。

精神科病院における業務従事者による虐待に関する調査票

自治体名(自動)

<回答に当たっての留意事項(0列)>

通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果

次の設問(問9)では、問1(都道府県市への通報件数)、問2(都道府県市への届出件数)、問4(監査・実地指導・報告徴収等により判明した事例件数)、問5(前年度からの繰越件数)のいずれかに該当する事例に関して回答してください。						
問9	①	虐待の事実が認められた事例件数			0	件
	②-1	精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例件数(下記の②-2～②-5-1の合計値が自動入力されます)			0	件
		②-1のうち、精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した理由別件数	②-2	通報者の心配や、届出者からの苦情と考えられる		件
			②-3	「精神科病院」において医療を受ける「精神障害者」に対する虐待に該当しない(病院外での虐待や、患者以外への虐待等)		件
			②-4-1	その他		件
			②-4-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1	
			2			
			3			
	③-1	虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数(下記の③-2～③-7-1の合計値が自動入力されます)			0	件
	虐待を示す客観的な証拠が得られなかった理由別の事例件数	③-2	③-2	被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取り等からは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった		件
③-3			被虐待者や通報者等から、事実確認を行うための報告徴収等に協力が得られなかった		件	
③-4			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における虐待の定義に当てはまるか確認できなかった		件	
③-5			事実確認を行うための報告徴収等を実施中または後日実施予定(虐待の事実の判断は次年度)		件	
③-6-1			その他		件	
③-6-2			その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1		
			2			
		3				
①虐待の事実が認められた事例件数、②精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例件数、③虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数の合計				0	件	

問9
-①について、複数の被虐待者がいる場合、自治体において当該虐待事例を1件として整理・管理される場合は1件としてカウントしてください。
-②について、複数の選択肢に該当する事例については、最も当てはまるものの1つを選択の上でカウントしてください。

「虐待事例の概要」の全般的留意事項

・「虐待事例の概要」は、精神科病院における業務従事者による虐待について、令和5年11月27日付障発1127第11号の別紙「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」第5(2)に基づき虐待が認定された事例(前項問9①に該当)について、具体的に把握するための項目です。以下について、事例ごとに記入してください。
・事例は100件(回答欄1～回答欄100)まで記載できるように設定しています。回答欄1から順に記載してください。この件数に収まらない場合には、別途調査事務局へご相談ください。同一シート内で「列の追加」などにより回答欄を増やしたり、シートコピーを行う操作は行わないでください。
・自由記述のところは、入力の際に入力内容が画面表示上セルに収まりきらなくても、データが入力されていれば構いませんので、出来るだけ具体的に記入してください。
・「その他」において、内容を記入する欄が設定されている場合は、数値の記入にあわせて自由回答欄にその他の具体的な内容を記入してください。

本項目「虐待事例の概要」は虐待が認められた事例(問9①)のみを対象とした設問です。

虐待事例1件ずつの回答をR列以降に記入してください。

L列にはR列以降に入力した数値の合計値が自動で入力されます。

【R列以降の記入方法】※右上の「第3展 個票記入例」も参照ください。

✓「X」欄には自治体で管理している事例番号や被虐待者のイニシャルなど、

事例の判別がつく情報を必要に応じて記入ください。

✓「事例番号」には、虐待事例単位の番号を1,2,3…の順で振って下さい。

✓「枝番号」は、1つの事例で複数の被虐待者がいる場合、番号を振って下さい。

(1つの事例で被虐待者が1名の場合、枝番号は空欄で結構です。)

虐待事例の概要

問9①虐待の事実が認められた事例件数(L76セルの再掲)⇒			0	件		
問10	認定した虐待の事実に係る被虐待者数			0	名	
問11	認定した虐待の種別ごとの人数(重複可)	①	身体的虐待	0	名	
		②	心理的虐待	0	名	
		③	性的虐待	0	名	
		④	放棄・放置	0	名	
		⑤	経済的虐待	0	名	
		⑥	その他	0	名	
問12	認定した虐待の緊急性ごとの人数	①	緊急性あり(障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある)、緊急保護を検討	0	名	
		②	緊急性あり(障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある)、保護の検討、集中的支援	0	名	
		③	緊急性あり(障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある)、虐待者との接触を制限することが必要	0	名	
	緊急性が認められなかった虐待事例(④-1に該当)における被虐待者への支援の実施状況ごとの人数	④-1	現時点では緊急性が認められない	0	名	
		④-2-1	無し	0	名	
			④-2-2	有り	0	名
			④-3	有りの場合、具体的に記入		

問12
-各事例において、令和5年11月27日付障発1127第11号「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」について「に基づき様式3「対応方針決定シート」を作成する際に、「緊急性の判断」内の項目「緊急性の有無」にチェックを入れた内容を計上してください。
-④-2、④-3については、「緊急性が認められなかった虐待事例(④-1に該当)における被虐待者への支援の実施状況ごとの人数」について、自治体における当事者への支援状況を回答してください。

精神科病院における業務従事者による虐待に関する調査票

自治体名(自動)

< 回答に当たっての留意事項(0列) >

虐待事例の概要

問13	虐待を受けていた期間ごとの人数	①-1	1日以内	0	名
		①-2	1週間以内	0	名
		①-3	1か月以内	0	名
		①-4	半年未満	0	名
		①-5	半年以上	0	名
		①-6	不明	0	名
	虐待の頻度ごとの人数	②-1	毎日	0	名
		②-2	数日おき	0	名
		②-3	週に数回程度	0	名
		②-4	月に数回程度	0	名
		②-5	過去に数回程度	0	名
		②-6	過去に1回のみ	0	名
		②-7	不明	0	名
問14	虐待の発生時間帯ごとの人数(重複可)	③	日勤帯	0	名
		④	夜勤帯	0	名
		⑤	不明	0	名

「被虐待者の属性」の全般的留意事項

- ・「被虐待者の属性」は、「虐待事例の概要」に記載した事例における被虐待者の状況について具体的に把握するための項目です。以下について、被虐待者別に記入してください。
- ・「虐待事例の概要」における虐待案件としては1件であるが、被虐待者が複数いる場合は被虐待者別に状況を記載してください。
- ・被虐待者は100名(回答欄1～回答欄100)まで記載できるように設定しています。回答欄1から順に記載してください。この件数に収まらない場合には、別途調査事務局へご相談ください。同一シート内で「列の追加」などにより回答欄を増やしたり、シートコピーを行う操作は行わないでください。
- ・自由記述のところは、入力の際、入力内容が画面表示上セルに収まりきらなくても、データが入力されていれば構いませんので、出来るだけ具体的に記入してください。
- ・「その他」において、内容を記入する欄が設定されている場合は、数値の記入にあわせて自由回答欄にその他の具体的な内容を記入してください。

被虐待者の属性

問9①虐待の事実が認められた事例件数(L70セルの再掲)⇒		0	件
問15 被虐待者の特定できなかった事例件数(個票内の該当セルに「1」と記入してください)		0	件

問16	入院・外来の種別ごとの人数	①-1	入院			0	名
		①-2	外来			0	名
		①-3	不明			0	名
		(①-2外来の場合)虐待発生時の利用場面(重複可)	②-1	診察	0	名	
			②-2	その他	0	名	
			②-2-1	その他の場合、具体的な内容を記入			
			②-3	不明	0	名	

以下(問17～24)の項目は、問16①-1「入院」に該当する被虐待者について回答してください。

問17	被虐待者の性別ごとの人数	①	男	0	名
		②	女	0	名
		③	不明	0	名
問18	被虐待者の年齢ごとの人数	①	就学前	0	名
		②	小・中学生	0	名
		③	15～17歳 ※中学生を除く	0	名
		④	18～19歳	0	名
		⑤	20～29歳	0	名
		⑥	30～39歳	0	名
		⑦	40～49歳	0	名
		⑧	50～59歳	0	名
		⑨	60～64歳	0	名
		⑩	65～69歳	0	名
		⑪	70～74歳	0	名
		⑫	75～79歳	0	名
		⑬	80歳以上	0	名
		⑭	不明	0	名

本項目「被虐待者の属性」は虐待が認められた事例(問9①)のみを対象とした設問です。

被虐待者1名ずつの回答をR列以降に記入してください。L列にはR列以降に入力した数値の合計値が自動で入力されます。

メモ欄、事例番号、枝番号の欄には、102～104行目に入力した情報が自動でコピーされます。

問15
被虐待者が複数名いる事例について、一部の人物の特定できなかった場合、特定できなかった人数分を回答欄に計上してください。被虐待者の人数を特定できなかった場合は1つの回答欄にのみ計上してください。

※問17～24について
認定された虐待行為が行われた時点における状況について回答してください。当該時点における状況の確認が困難である場合は、最初に確認した時点における状況について回答してください。

精神科病院における業務従事者による虐待に関する調査票

自治体名(自動)

<回答に当たっての留意事項(0列)>

被虐待者の属性

問19	精神科病名ごとの人数(重複可)	①	統合失調症	0	名
		②	双極性障害	0	名
		③	うつ病	0	名
		④	認知症	0	名
		⑤	不安障害、神経症	0	名
		⑥	てんかん	0	名
		⑦	発達障害	0	名
		⑧	依存症(アルコール、薬物等)	0	名
		⑨	知的障害	0	名
		⑩	不明	0	名
		⑪-1	その他	0	名
		⑪-2	その他の場合、具体的な内容を記入		
問20	身体的合併症の有無ごとの人数	①	有	0	名
		②	無	0	名
		③	不明	0	名
問21	入院形態ごとの人数	①-1	医療保護入院	0	名
		①-2	①-1(医療保護入院者)のうち、同意者ごとの人数(家族等)	0	名
		①-3	①-1(医療保護入院者)のうち、同意者ごとの人数(市町村長)	0	名
		②	措置入院	0	名
		③	任意入院	0	名
		④	応急入院	0	名
		⑤	緊急措置入院	0	名
問22	病棟種別ごとの人数	⑥	不明	0	名
		①	閉鎖病棟	0	名
		②	開放病棟	0	名
問23		③	不明	0	名
		①	3ヶ月未満	0	名
		②	3ヶ月以上6ヶ月未満	0	名
問24	入院期間ごとの人数	③	6ヶ月以上1年未満	0	名
		④	1年以上2年未満	0	名
		⑤	2年以上3年未満	0	名
		⑥	3年以上4年未満	0	名
		⑦	4年以上5年未満	0	名
		⑧	5年以上10年未満	0	名
		⑨	10年以上	0	名
		⑩	不明	0	名
問24	行動制限の有無ごとの人数(重複可)	①	身体的拘束	0	名
		②	隔離	0	名
		③	電話の制限	0	名
		④	面会の制限	0	名
		⑤	任意入院者の開放処遇の制限	0	名
		⑥	なし	0	名
		⑦	不明	0	名
		⑧-1	その他	0	名
⑧-2	その他の場合、具体的な内容を記入				

問20
各事例において、虐待事案の対応に当たる際に、医師等の判断に基づき自治体にて記録している内容を計上してください。
※令和5年11月27日付障発1127第11号「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」様式1「精神障害者虐待通報受付票」における「被虐待者の状況」内の「身体合併症」の項目等

問24①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」第四「身体的拘束について」にて定められている身体的拘束を実施している者について計上してください。

問24②「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」第三「患者の隔離について」にて定められている隔離を実施している者について計上してください。

問24③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」第二「通信・面会について」にて定められている電話の制限を実施している者について計上してください。

問24④「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」第二「通信・面会について」にて定められている面会の制限を実施している者について計上してください。

問24⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条第三項に基づく任意入院者の開放処遇の制限を実施しているものについて計上してください。

精神科病院における業務従事者による虐待に関する調査票

自治体名(自動)

<回答に当たっての留意事項(0列)>

本項目「虐待者の属性」は虐待が認められた事例（問9①）のみを対象とした設問です。

虐待者1名ずつの回答をR列以降に記入してください。

L列にはR列以降に記入した数値の合計値が自動で入力されます。

✓「メモ欄」には自治体で管理している事例番号や虐待者のイニシャルなど、

事例の判別がつく情報を必要に応じて記入ください。

✓「事例番号」には、「虐待事例の概要」にて付番した事例番号（103行目）を記載してください。

✓「枝番号」は、1つの事例で複数の虐待者がいる場合、番号を振って下さい。

（1つの事例で虐待者が1名の場合、枝番号は空欄で結構です。）

「虐待者の属性」の全般的留意事項

- ・「虐待者の属性」は、「虐待事例の概要」に記載した事例における虐待者の状況について具体的に把握するための項目です。以下について、虐待者別に記入してください。
- ・「虐待事例の概要」における虐待案件としては1件であるが、虐待者が複数いる場合は虐待者別に状況を記載してください。
- ・虐待者は100名(回答欄1～回答欄100)まで記載できるように設定しています。回答欄1から順に記載してください。この件数に収まらない場合には、別途調査事務局へご相談ください。同一シート内で「列の追加」などにより回答欄を増やしたり、シートコピーを行う操作は行わないでください。
- ・自由記述のところは、入力の際、入力内容が画面表示上セルに収まりきらなくても、データが入力されていれば構いませんので、出来るだけ具体的に記入してください。
- ・「その他」において、内容を記入する欄が設定されている場合は、数値の記入にあわせて自由回答欄にその他の具体的な内容を記入してください。

虐待者の属性

問9①虐待の事実が認められた事例件数(L78セルの再掲)⇒			0	件
問25	虐待者の性別ごとの人数	① 男	0	名
		② 女	0	名
		③ 不明	0	名
			0	名
問26	虐待者の年齢ごとの人数	① ～29歳	0	名
		② 30～39歳	0	名
		③ 40～49歳	0	名
		④ 50～59歳	0	名
		⑤ 60歳以上	0	名
		⑥ 不明	0	名
			0	名
問27	虐待者の主たる職種ごとの人数	① 医師	0	名
		② 看護師	0	名
		③ 准看護師	0	名
		④ 看護助手	0	名
		⑤ 保健師	0	名
		⑥ 作業療法士	0	名
		⑦ 精神保健福祉士	0	名
		⑧ 社会福祉士	0	名
		⑨ 公認心理師	0	名
		⑩ 医療事務	0	名
		⑪ その他業務従事者	0	名
		⑫ 不明	0	名
問28	虐待者の雇用形態ごとの人数	① 正規雇用	0	名
		② 非正規雇用	0	名
		③ 不明	0	名
			0	名
問29	虐待者の実務経験年数ごとの人数	① 5年未満	0	名
		② 5～9年	0	名
		③ 10～19年	0	名
		④ 20～29年	0	名
		⑤ 30年以上	0	名
		⑥ 不明	0	名

問29
「虐待者の主たる職種ごとの人数」にて回答した職種における実務経験年数について、精神科における経験に限らず回答してください。

精神科病院における業務従事者による虐待に関する調査票

自治体名(自動)

<回答に当たっての留意事項(0列)>

虐待の事実が認められた事例における虐待防止に関する取組

問30	虐待防止等に関するマニュアルや規程の整備状況別の虐待件数	①-1	実施		件
		①-2	未実施		件
	人権や権利擁護等に関する研修の実施状況別の虐待件数	②-1	実施		件
		②-2	未実施		件
	「虐待防止委員会」あるいはそれに準ずる委員会(虐待等についても扱う倫理委員会等)の設置状況別の虐待件数	③-1	実施		件
		③-2	未実施		件
	患者等からの意見聴取の仕組み(意見箱等の整備)の対応状況別の虐待件数	④-1	実施		件
		④-2	未実施		件
	患者との接し方について話し合う場の設定状況別の虐待件数	⑤-1	実施		件
		⑤-2	未実施		件
	業務従事者の感情コントロールを高めるための取組状況別の虐待件数	⑥-1	実施		件
		⑥-2	未実施		件
	業務従事者及び患者等への虐待通報の周知状況別の虐待件数	⑦-1	実施		件
		⑦-2	未実施		件
	院内の虐待相談窓口の設置状況別の虐待件数	⑧-1	実施		件
		⑧-2	未実施		件

問30

・各項目について、問9①「虐待の事実が認められた事例件数」に計上した事例別の実施状況をカウントしてください。

・当該問における精神科病院の虐待防止の取組は、法第40条の5に基づく報告徴収や立入検査(報告徴収等)を行った時点(複数回の立入検査で精神科病院を訪問した場合は1回目の訪問時点)の内容を記入してください。

・⑤-1、⑤-2の「患者との接し方について話し合う場の設定状況別の虐待件数」について、令和5年12月14日付障禁発1214第3号「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」第1④(※)に該当する内容や、患者への接遇や倫理面に関するカンファレンス等について、簡易なカンファレンスや話し合い等も含めて行っている場合は「実施」と回答してください。

※上記通知における、患者との接し方について話し合う場の設定」の具体的な内容は以下のとおり。

「日頃から、業務従事者がストレスを抱え込みすぎないよう、患者との接し方について同じような立場・境遇にある業務従事者同士が、悩みや不安を話しながら解決策を見出せるような悩み相談ができる場を設けること。さらに、定期的に業務従事者を対象としたストレスチェックを受けさせ、その結果のフィードバックを行うことが望ましいこと。」

虐待の発生要因と分析

問31	①	教育・知識・スキル等に関する問題		件
	②	職員のストレスや感情コントロールの問題口		件
	③	倫理観や理念の欠如		件
	④	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ		件
	⑤	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ		件
	⑥-1	その他		件
	⑥-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1	
			2	
			3	

問31

1つの事例において、①～⑥のうち複数の要因が考えられる場合、当てはまるものを全てをカウントしてください。

精神科病院への対応(改善命令の実施等)

問32	①	精神科病院への報告徴収等の結果、法第40条の2に基づく虐待防止措置が講じられていないと判断し、改善計画の提出を求めた件数		件
	②-1	精神科病院への報告徴収等の結果、法第40条の2に基づく虐待防止措置が講じられていないと判断し、必要な措置を採ることを命じた件数		件
	②-2	必要な措置を採ることを命じたその内容		
	③	法40条の6に基づく改善計画の提出、必要な措置等の命令に従わなかった精神科病院のうち、その旨を公表した件数		件
	④	入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公表を行った件数		件

精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例／虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例における対応

問33	①	自治体の通院請求・処遇改善窓口に繋いだ事例件数		件
	②	本人の同意を得たうえで、当該病院内の地域の関係機関等と連携する窓口(精神保健福祉士等)に繋いだ事例件数		件
	③	実地指導の実施や、病院管理者に運営に関する助言や情報提供等を行った事例件数		件
	④	その他の関係機関等に繋いだ事例件数		件
	⑤	傾聴／相談対応／受付のみ行った(特別な支援・対応は行っていない)事例件数		件
	⑥-1	その他の対応を行った事例件数		件
	⑥-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1	
			2	
			3	
	⑦	対応の状況について不明な事例件数		件
問33①～⑦に該当する件数の合計				0 件
問9②精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例件数、③虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数の合計から、⑤-5事実確認を行うための報告徴収等を実施中または後日実施予定(虐待の事実の判断は次年度)を除いた事例件数の合計				0 件

問33

・1事例につき複数項目に該当する対応を行った場合、主に対応1件についてカウントしてください。

・①②④の窓口・関係機関等に繋いだ事例件数については、当該窓口・機関へ直接連絡して被虐待者本人に係る情報提供や支援の依頼等を行った場合等に該当します。通報・届出に関する電話を受けた際に通報・届出者へ窓口・機関を案内した事例については⑤へ計上してください。

※第3 票個票

虐待事例の概要（問 10～問 14）、被虐待者の属性（問 15～問 24）、虐待者の属性（問 25～問 29）については、以下の通り各被虐待者・虐待者の情報を個票にて回答する形式とする。なお、個票の回答欄は 100 名分（回答欄 1～回答欄 100）設けている。

第3票 個票記入例

「メモ欄」には自治体で管理している事例番号や被虐待者のイニシャルなど、事例の判別がつく情報を必要に応じて記入ください。

「事例番号」には、虐待事例単位の番号を1,2,3…の順で振って下さい。

「枝番号」は、1つの事例で複数の被虐待者がいる場合1名ずつ番号を付与して下さい。（1つの事例で被虐待者が1名の場合、枝番号は空欄として下さい。）※虐待者に関する設問でも同様に、虐待者1名ずつに枝番を付与して下さい。

左側の設問項目に該当する場合、事例番号（+ 枝番号）ごとに数字の「1」を入力してください。

虐待事例の概要		被虐待者の属性				虐待者の属性			
問0	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9
問0	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9
問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19
問20	問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29

メモ欄	回答欄1	回答欄2	回答欄3	回答欄4	回答欄5	回答欄6	回答欄7	回答欄8	回答欄9	回答欄10	メモ欄	回答欄11	回答欄12	回答欄13	回答欄14	回答欄15	回答欄16	回答欄17	回答欄18	回答欄19	回答欄20	メモ欄	回答欄21	回答欄22
事例番号											事例番号											事例番号		
枝番号											枝番号											枝番号		
問10											問10											問10		
問11①											問11①											問11①		
問11②											問11②											問11②		
問11③											問11③											問11③		
問11④											問11④											問11④		
問11⑤											問11⑤											問11⑤		
問11⑥											問11⑥											問11⑥		
問12①											問12①											問12①		
問12②											問12②											問12②		
問12③											問12③											問12③		
問12④-1											問12④-1											問12④-1		
問12④-2-1											問12④-2-1											問12④-2-1		
問12④-2-2											問12④-2-2											問12④-2-2		
問12④-3											問12④-3											問12④-3		
問13①-1											問13①-1											問13①-1		
問13①-2											問13①-2											問13①-2		
問13①-3											問13①-3											問13①-3		
問13①-4											問13①-4											問13①-4		
問13①-5											問13①-5											問13①-5		
問13①-6											問13①-6											問13①-6		
問13②-1											問13②-1											問13②-1		
問13②-2											問13②-2											問13②-2		
問13②-3											問13②-3											問13②-3		
問13②-4											問13②-4											問13②-4		
問13②-5											問13②-5											問13②-5		
問13②-6											問13②-6											問13②-6		
問13②-7											問13②-7											問13②-7		
問14①											問14①											問14①		
問14②											問14②											問14②		
問14③											問14③											問14③		

精神科病院における虐待に関する死亡事例調査票

自治体名(自動)

■第4票に関する全般的留意事項

・死亡事例の有無にかかわらず、問1は必ず回答して下さい。
 ・令和X年4月1日～令和Y年3月31日の間に、貴都道府県市で精神科病院における業務従事者による精神障害者虐待によって発生したと認識されている死亡事例について報告してください。
 このような事例があった場合、1ケースごとに調査票を作成してください。なお、第4票は1枚(死亡事例1件分)しか添付していません。死亡事例が2件以上ある場合は、当該ファイルをコピーしてお使いください。
 (シートのコピーではなく、ファイルのコピーとしておりますのでご注意ください。)
 ・回答はブルダウメニュー方式になっている項目と、自由記述になっている項目があります。
 ・必要に応じて、国への報告を行うことに対するご遺族等関係者の意向を確認した上で、可能な限り詳細に記入してください。第4票同様に、報告いただいた内容については、報告をいただいた自治体への個別の確認を行わずに公表することは一切いたしません。が、国での現状把握のため、詳細な記入をお願いしているものです。
 ・なお、公表、報告等に使用した資料で事件の概要がわかるものがありましたら、写しを添付資料として提供願います。写しはPDF等により電子化したもので提出してください。

虐待等による死亡事例の有無

問1	虐待等による死亡事例の有無	0.無し 1.有り	
----	---------------	-----------	--

<回答に当たっての留意事項(0列)>

※以下の項目は、問1「虐待等による死亡事例の有無」にて「1.有り」を選択した場合に回答してください。「0.無し」を選択した場合は、調査は終了です。

事件の概要

問2	事件発生(又は発見)年月日	
問3	事件形態	1.業務従事者による被虐待者の殺人 2.業務従事者の虐待(ネグレクトを除く)による被虐待者の致死 3.業務従事者のネグレクトによる被虐待者の致死 4.その他 (具体的に記載してください) その他の具体的な内容
問4	虐待があった病院名	

問3
 ・対象期間中に発生した「従事者等による虐待等により障害者が死亡に至った事例」の中で、報告の提出までに警察発表が行われたものについては、その内容に応じて1～3を選択してください。1は殺人の故意が認められた場合、2及び3は殺人の故意が認められなかった場合に虐待の形態に応じて選択してください。
 ・報告の提出時点で警察発表が行われていないケースなど、上記にあてはまらない場合はすべて4を選択して具体的な状況を記入してください。

第3票で入力した虐待事例との紐づけ

問5	第3票で入力した虐待事例の番号	
問6	第3票で入力した虐待者の枝番号	
問7	第3票で入力した被虐待者の枝番号	

事件前の行政サービス等の利用

問8	① 障害福祉サービスの利用	0.無し 1.有り	
	② 有りの場合、具体的に記入		
問9	① 行政への相談	0.無し 1.有り	
	② 有りの場合、具体的に記入		
問10	① 行政の対応	0.無し 1.有り	
	② 有りの場合、具体的に記入		

問10②
 以下の①②について記入できる範囲で具体的に記入してください。
 ① 事件発生以前の虐待(疑い)情報その他支援を必要とすると思われる情報の取得の有無と内容・時期
 ② 事前に情報を得ていた場合の確認・対応状況や情報の内容(主体、経過等を時系列で記入してください)

事件の状況

問11	① 事件の概要・要因	
	② 事件の課題として認識していること及び事件を受けてとった対応策	

問11①
 以下の①～④について記入できる範囲で具体的に記入してください。
 ① 加害の動機・原因
 ② 加害者、被害者の心身の状態
 ③ 虐待の具体的な内容と経過(時系列でご記入ください)
 ④ その他原因や概要の説明に必要な情報

問11②
 事件発生前後の対応に関する具体的な課題や、事例の検証作業実施の有無や内容、新たに開始した対応策について、可能な限り具体的にご回答ください。

精神科病院における虐待に関する死亡事例調査票

自治体名(自動)

事後検証の実施状況

問12	①	事案の事後検証の実施有無	1.実施した(している) 2.実施していないが今後実施する予定 3.実施しておらず今後も予定していない 4.事後検証を実施するかまだ決めていない 5.不明	
	②	1.実施した(している)の場合、具体的な方法	1.第三者(監事や顧問弁護士等の病院と利害関係のある者は除く)のみで構成された検証委員会等の組織を設置して実施した(している) 2.自治体が専門的な知見を持つ外部の機関(者)を含めて組織的に実施した(している) 3.自治体が庁外の関係機関(者)を含めて組織的に実施した(している) 4.自治体内で事例の振り返りや検証を目的とした組織的な合議を実施した(している) 5.自治体内で担当者(部署・機関)間の確認・振り返りを実施した(している) 6.自治体の担当者が個人で記録の整理や振り返りを実施した(している) 7.その他の方法で実施した(している)(具体的に記載してください) その他の具体的な内容	
	③	事後検証で検証した事項	a.事例発生までの経過 b.発生要因 c.支援・介入・対応の内容・方法 d.業務従事者への支援・対応の内容・方法 e.緊急性の判断・対応方法 f.立ち入り調査の判断・実施 g.成年後見制度等の利活用 h.関係者の事前の危機認識・予兆察知 i.虐待の有無や虐待対応とすべきかの判断 j.対応体制 k.情報共有の基準や方法 l.関係機関の連携方法 m.関係者への研修や啓発 n.現在検討中 o.その他 その他の具体的な内容	
	④	事後検証の検証結果の記録	a.検証結果の報告 b.検証内容の記録(議事録等) c.検証に使用した情報を集約したもの(ケース記録等) d.その他の記録・資料等(具体的に記入)	
	⑤	事後検証結果の共有	a.報告書等を一般に公開した(予定を含む。また結果の一部や加工した情報とした場合を含む) b.虐待対応全般に関係する機関(者)に周知した(予定を含む。また結果の一部や加工した情報とした場合を含む) c.検証に関係した機関(者)のみで共有した(予定を含む) d.公開・共有等は行っていない(予定がない) e.その他 その他の具体的な内容	
	⑥	事後検証を受けた再発防止策の実施状況	a.虐待防止に関する報告・啓発活動の実施 b.関係機関・事業所を対象とした研修会の開催 c.マニュアルの作成・改訂 d.支援のネットワークの構築または体制強化 e.庁内関係部署との連携強化 f.関係機関(庁外機関)との連携強化 g.虐待対応部署の体制の見直し h.自治体と病院が平時から意見交換を行う場の設置 i.その他 その他の具体的な内容	

事件に対するその他の対応

問13	①	行政処分の状況について	
	②	事件を把握した方法	
	③	本件に関する報道の有無	0.無し 1.有り
	④	事件内容の公表可否	1.可 2.不可

問13②
・事件を把握した経緯について、事件発生年月日から時系列で記入してください。
・本問は虐待で死亡に至った事件を把握した方法について回答を求めるものです。死亡に至る以前の虐待等の情報把握については、問8～11にご回答ください。

問13③
報告の提出までに報道がなされているかどうかについてご回答ください。また、報道されている場合は、その内容について資料を添付してください。

令和6年度
障害者総合福祉推進事業
精神科病院における精神障害者虐待の実態調査に係る方策の検討
発行日：令和7年3月
編集・発行：PwC コンサルティング合同会社